

習志野市教育委員会第6回定例会

日時：令和5年6月28日(水)13時30分

場所：市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和5年度学校基本調査の結果について	(教育総務課) 1
(2) 新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について	(指導課) 2
(3) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について	(総合教育センター) 3
(4) いじめ匿名メール相談について	(総合教育センター) 4
3 議決事項	
※議案第18号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 6
※議案第19号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について	(教育総務課) 7
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年7月19日(水)午後1時30分	5
5 その他	

※は非公開の見込み

令和5年習志野市教育委員会第6回定例会 議案概要

【議案第18号及び議案第19号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和5年度学校基本調査の結果について

・令和5年度学校基本調査の結果について、報告するものです。

報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について

・新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について、報告するものです。

報告事項(3)

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について

・習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について、報告するものです。

報告事項(4)

いじめ匿名メール相談について

・いじめ匿名メール相談について、報告するものです。

議案第18号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第19号【非公開予定】

令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和5年度表彰状を授与するものを決定するものです。

令和5年6月28日(水)
習志野市教育委員会第6回定例会 追加議題

日 程	審議順 (予定)
1 報告事項	
※(5) 臨時代理の報告について (習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)	(教育総務課) 8

※は非公開の見込み

令和5年習志野市教育委員会第6回定例会 追加議題概要

【報告事項(5)については非公開の見込み】

報告事項(5)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

・習志野市教育委員会6級以上の職員の令和5年6月30日付け及び令和5年7月1日付けの任免に係るものです。

報告事項(1)

令和5年度学校基本調査の結果について

令和5年度学校基本調査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月28日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

1.市立園・学校種別 園児・児童・生徒数、学級数及び教職員数の対前年度比較

		令和4年度		令和5年度		増減	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数
学級数・園児数・児童数・生徒数	幼稚園	12	173	13	137	1	-36
	こども園	30	650	29	628	-1	-22
	小学校	348	9,097	348	9,060	0	-37
	中学校	146	4,112	143	4,066	-3	-46
	習志野高校	24	951	24	947	0	-4
	計	560	14,983	557	14,838	-3	-145
教職員数	幼稚園	-	24	-	24	-	0
	こども園	-	50	-	49	-	-1
	小学校	-	628	-	628	-	0
	(うち教諭等)	-	(518)	-	(517)	-	(-1)
	(主幹教諭)	-	(4)	-	(6)	-	(2)
	中学校	-	304	-	298	-	-6
	(うち教諭等)	-	(256)	-	(252)	-	(-4)
	(主幹教諭)	-	(3)	-	(4)	-	(1)
	習志野高校	-	76	-	82	-	6
	(主幹教諭)	-	(1)	-	(0)	-	(-1)
	計	-	1,082	-	1,081	-	-1

○小・中学校の「(うち教諭等)」は、5(1)小中学校教職員数の表のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、再任用短時間勤務教員、会計年度任用講師の人数の合計を示す。

○学校基本調査では、市費負担事務職員数は含まないが、本市では各小・中学校に1名配置されており、上記の小・中学校の教職員数に含めて示している。

2.市立園・学校別 園児・児童・生徒数及び学級数の対前年度比較

(上段:学級数 下段:園児・児童・生徒数)

【小学校】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
津田沼小	24	23	-1
	637	617	-20
大久保小	28	28	0
	770	767	-3
谷津小	44	45	1
	1,309	1326	17
鷺沼小	28	28	0
	745	742	-3
実籾小	16	15	-1
	333	308	-25
大久保東小	16	17	1
	427	429	2
袖ヶ浦西小	11	12	1
	193	190	-3
東習志野小	28	27	-1
	861	791	-70
袖ヶ浦東小	12	12	0
	267	256	-11
屋敷小	30	29	-1
	789	778	-11
藤崎小	22	22	0
	570	573	3
実花小	23	23	0
	652	649	-3
向山小	13	14	1
	296	312	16
秋津小	12	12	0
	237	244	7
香澄小	12	12	0
	218	221	3
谷津南小	29	29	0
	793	857	64
計	348	348	0
	9,097	9,060	-37

【幼稚園】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
谷津幼	2	3	1
	56	54	-2
津田沼幼	2	2	0
	24	19	-5
屋敷幼	2	2	0
	23	23	0
藤崎幼	2	2	0
	29	21	-8
大久保東幼	2	2	0
	15	8	-7
向山幼	2	2	0
	26	12	-14
計	12	13	1
	173	137	-36

【中学校】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
第一中	24	24	0
	697	733	36
第二中	24	23	-1
	661	618	-43
第三中	14	14	0
	348	354	6
第四中	27	26	-1
	824	809	-15
第五中	25	25	0
	698	704	6
第六中	19	19	0
	533	528	-5
第七中	13	12	-1
	351	320	-31
計	146	143	-3
	4,112	4,066	-46

【習志野高校】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
普通科	18	18	0
	712	712	0
商業科	6	6	0
	239	235	-4
計	24	24	0
	951	947	-4

【こども園】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
東習志野	6	6	0
	155	161	6
杉の子	6	6	0
	111	112	1
袖ヶ浦	7	6	-1
	160	141	-19
大久保	7	7	0
	152	155	3
新習志野	4	4	0
	72	59	-13
計	30	29	-1
	650	628	-22

3.市立園・学校 学年別園児・児童・生徒数(令和5年5月1日現在)

【小学校】

学校名	全学級数	人数(計)	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年	
			学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
津田沼小	23 (2) (2)	617 (13) (13)	3	87	3	93	4	122	3	98	3	100	3	117
大久保小	28 (2) (3)	767 (11) (22)	4	125	4	118	4	126	4	142	3	112	4	144
谷津小	45 (2) (4)	1,326 (14) (27)	6	207	7	225	8	260	6	211	6	205	6	218
鷺沼小	28 (1) (3)	742 (7) (17)	4	114	4	124	4	113	4	114	4	154	4	123
実籾小	15 (3) (1)	308 (21) (6)	1	32	2	59	2	51	2	58	2	42	2	66
大久保東小	17 (3)	429 (17)	3	74	3	80	2	66	2	73	2	66	2	70
袖ヶ浦西小	12 (3) (2)	190 (17) (9)	1	35	1	31	1	28	2	34	1	31	1	31
東習志野小	27 (3)	791 (23)	3	101	4	131	4	114	4	140	5	155	4	150
袖ヶ浦東小	12 (2)	256 (11)	2	40	1	35	2	43	1	36	2	59	2	43
屋敷小	29 (2) (3)	778 (10) (20)	4	123	4	141	4	121	4	130	4	135	4	128
藤崎小	22 (4)	573 (32)	3	96	3	94	3	90	3	78	3	103	3	112
実花小	23 (3)	649 (18)	3	89	3	100	4	120	3	102	3	113	4	125
向山小	14 (2)	312 (9)	2	65	2	61	2	38	2	53	2	48	2	47
秋津小	12 (2)	244 (11)	1	36	2	41	2	44	1	34	2	42	2	47
香澄小	12 (1) (1)	221 (5) (7)	2	41	2	36	2	39	2	38	1	27	1	40
谷津南小	29 (4)	857 (25)	5	162	5	173	5	156	4	142	3	112	3	112
計	348 (58)	9,060 (365)	47	1,427	50	1,542	53	1,531	47	1,483	46	1,504	47	1,573

・()内は、特別支援学級数・人数で内数。

・()上段は知的障がい特別支援学級、下段は自閉症・情緒障がい特別支援学級を示す。

・上記以外の()は全て自閉症・情緒障がい特別支援学級を示す。

【中学校】

学校名	全学級数	人数(計)	1 年		2 年		3 年	
			学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
第一中	24 (1) (2)	733 (5) (16)	7	239	7	251	7	243
第二中	23 (2) (3)	618 (13) (20)	6	192	6	216	6	210
第三中	14 (2) (1)	354 (9) (2)	4	116	3	118	4	120
第四中	26 (1) (2)	809 (8) (13)	8	258	7	275	8	276
第五中	25 (2) (3)	704 (9) (20)	7	220	7	245	6	239
第六中	19 (1) (3)	528 (5) (17)	5	178	5	188	5	162
第七中	12 (2)	320 (10)	3	99	3	102	4	119
計	143 (25)	4,066 (147)	40	1,302	38	1,395	40	1,369

【高校】

学校名		全学級数	人数(計)	1 年		2 年		3 年	
				学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
習志野 高校	普通科	18	712	6	240	6	238	6	234
	商業科	6	235	2	80	2	78	2	77
計		24	947	8	320	8	316	8	311

【幼稚園】

園名	全学級数	人数(計)	年少(4歳児)		年長(5歳児)	
			学級数	人数	学級数	人数
谷津幼	3	54	1	21	2	33
津田沼幼	2	19	1	7	1	12
屋敷幼	2	23	1	7	1	16
藤崎幼	2	21	1	6	1	15
大久保東幼	2	8	1	0	1	8
向山幼	2	12	1	5	1	7
計	13	137	6	46	7	91

【こども園】

園名	全学級数	人数(計)	3歳児		4歳児		5歳児	
			学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
東習志野	6	161	2	54	2	54	2	53
杉の子	6	112	2	35	2	36	2	41
袖ヶ浦	6	141	2	49	2	47	2	45
大久保	7	155	3	52	2	54	2	49
新習志野	4	59	2	18	1	18	1	23
計	29	628	11	208	9	209	9	211

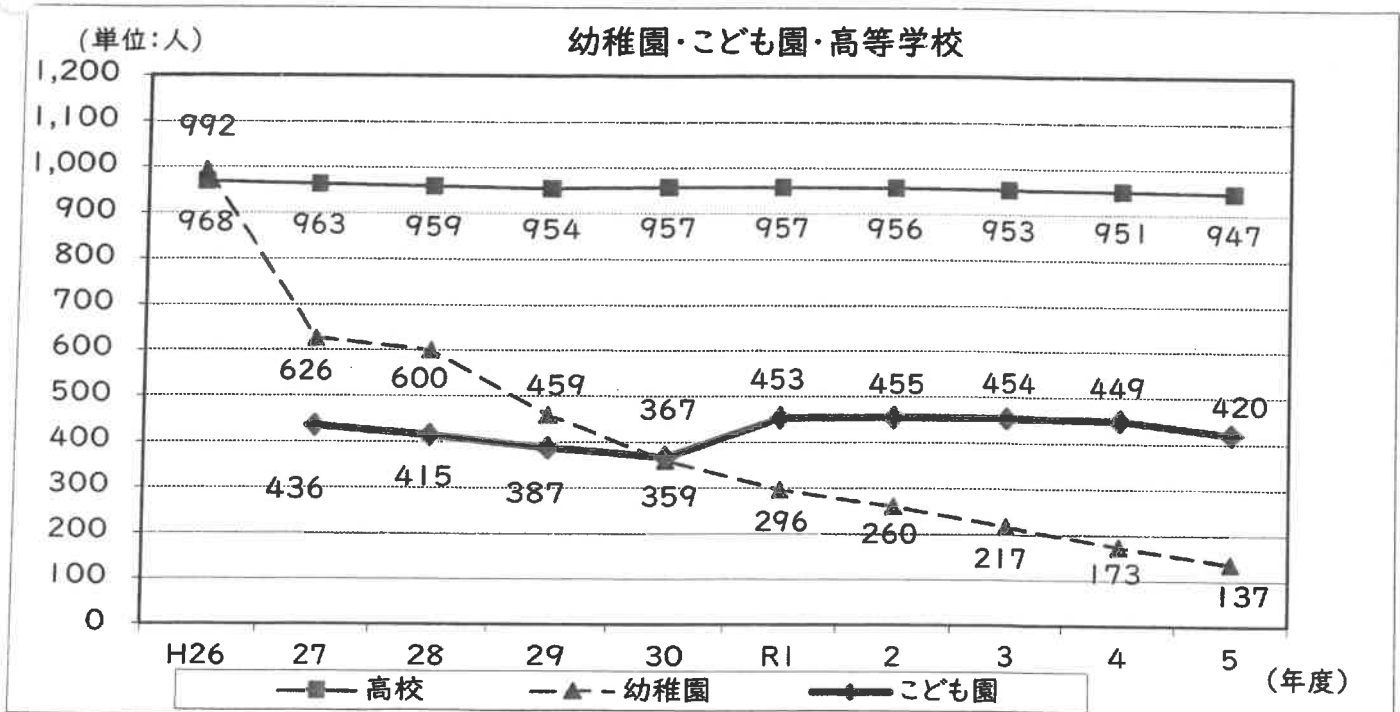
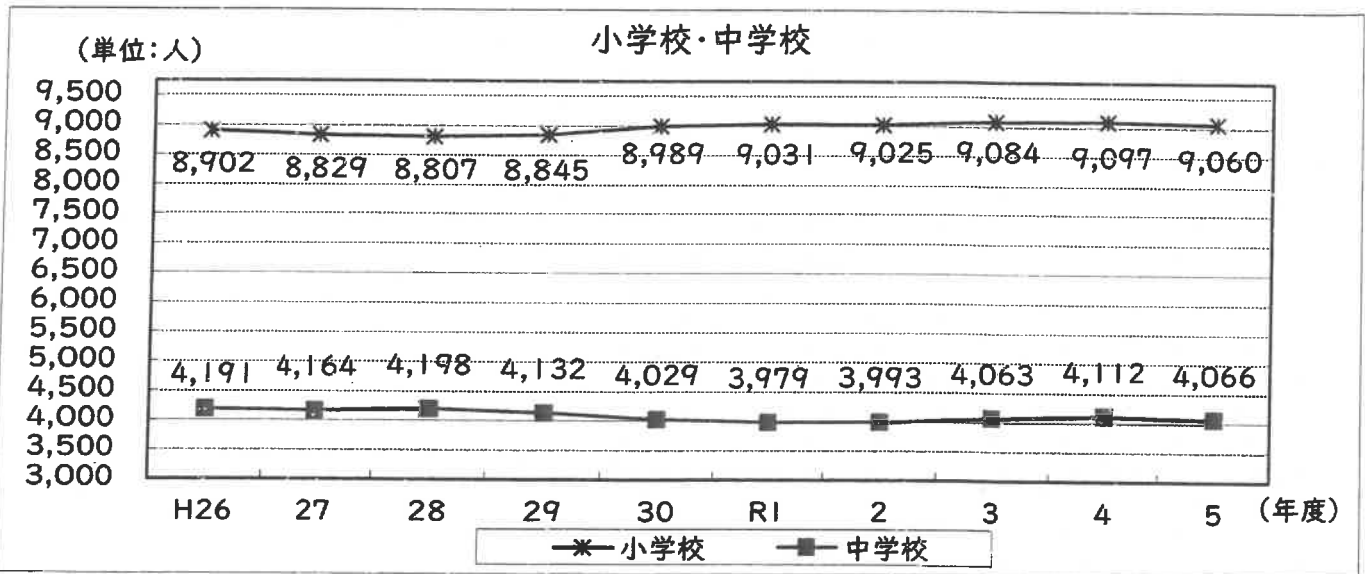
4.市立園・学校 年度別園児・児童・生徒数の推移

各年度5月1日現在 (単位:人)

年度 園・校	H26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
幼稚園 (園数)	992 (14園)	626 (11園)	600 (11園)	459 (9園)	359 (9園)	296 (6園)	260 (6園)	217 (6園)	173 (6園)	137 (6園)
こども園 短時間児 (園数)	-	436 (3園)	415 (3園)	387 (3園)	367 (3園)	453 (5園)	455 (5園)	454 (5園)	449 (5園)	420 (5園)
小学校 (16校)	8,902	8,829	8,807	8,845	8,989	9,031	9,025	9,084	9,097	9,060
中学校 (7校)	4,191	4,164	4,198	4,132	4,029	3,979	3,993	4,063	4,112	4,066
習志野高校	968	963	959	954	957	957	956	953	951	947

※こども園の上段は1号認定こども(4・5歳短時間保育)と2号認定こども(4・5歳長時間保育)の合計を表す。
(幼稚園では年少と年長にあたる)

※こども園の中段は、1号認定こども(4・5歳短時間保育)の園児数を表す。



5.市立園・学校別 教職員数一覧 (令和5年5月1日現在)

・講師の()書は会計年度任用職員を示し、外数(教育業務支援員を含む)
 ・教諭の()書は兼務の英語専科

(1)小・中学校教職員数

区分 学校名	県 費 負 担 教 職 員																						
	校長		教頭		主幹教諭		教諭		再任用短時間		養護教諭		栄養教諭		講 師		事務職員		栄養職員		合 計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
津田沼小		1					12	13(1)	1		1	1	1	(2)	2(1)		1			15(2)	19(2)	34(4)	
大久保小		1					15	16	1		1		1		(3)	1	1			19(0)	20(3)	39(3)	
谷津小		1		1		1	21	27		1	2	1		(2)	3		2			23(2)	38(0)	61(2)	
鷺沼小		1					13	19	1		1			(2)	2(2)		1			15(2)	24(2)	39(4)	
実籾小		1					5	11(1)	1	1	1			1	1(1)		1	1		9(0)	17(2)	26(2)	
大久保東小		1					6(1)	13			1	1	3		2		1			11(1)	19(0)	30(1)	
袖ヶ浦西小		1					5	8			1	1			4		1			7(0)	15(0)	22(0)	
東習志野小		1					18	16	1		1		4	(2)	1(1)		2			25(2)	20(1)	45(3)	
袖ヶ浦東小		1					5	11(1)	1	1	1			(1)			1			7(1)	15(1)	22(2)	
屋敷小		1					17	15	1	1	1		3	(2)	(1)	1	1			24(2)	19(1)	43(3)	
藤崎小		1					11	13		1	1	1	1	(2)	1(1)		1			13(2)	19(1)	32(3)	
実花小		1					9	17		2	1		1	(2)	3(1)		1			11(2)	25(1)	36(3)	
向山小		1					6	10			1		1		2(1)		1			9(0)	14(1)	23(1)	
秋津小		1					6(1)	6	1	1	1	1		(2)	1(1)	1				10(3)	11(1)	21(4)	
香澄小		1					6(1)	9			1				(2)	1				8(1)	11(2)	19(3)	
谷津南小		1					16	17			2		2		4(3)		2			20(0)	25(3)	45(3)	
計	12	4	10	7	2	4	171(3)	221(3)	8	8	18	6	18(17)	26(18)	5	16	1		226(20)	311(21)	537(41)		
第一中		1					23	12	1		1		1	(1)	2(2)	1	1			28(1)	16(2)	44(3)	
第二中		1					19	14	1	1	1	1	2	(1)			1			24(1)	18(0)	42(1)	
第三中		1					16	4			1	1		(1)	1(1)		1			18(1)	8(1)	26(2)	
第四中		1					19	18	1		2		2	(2)	(3)		2			25(2)	22(3)	47(5)	
第五中		1					22	12	1		1	1	2	(1)	1		1	1		29(1)	16(0)	45(1)	
第六中		1					13	13	1		1		2	(1)			1			17(1)	17(0)	34(1)	
第七中		1					11	7	1		1	1			2(2)		1			14(0)	13(2)	27(2)	
計	5	2	7	0	3	1	123	80	6	1	8	4	9(7)	6(8)	2	8	0		155(7)	110(8)	265(15)		

・教頭、養護教諭、事務職員(県費)は児童生徒数や学級数によって複数配置される場合がある。
 ・主幹教諭、栄養教諭は学校に置くことができる職員のため、全ての学校に配置されるものではない。(管理規則第3条第2項)
 ・講師の欄には教諭の代替者が計上されており、その他の講師はそれぞれの当該欄に計上されている。

市費負担教職員の〔〕書は2号会計年度任用職員を示し、外教
市費負担教職員の<>書は1号会計年度任用職員を示し、外教

市 費 負 担 教 職 員										学校医	学校 歯科 医	学校 薬剤 師	区分 学校名								
事務 職員	栄養 職員	教育業務 支援員	調理員		用務員		合 計														
			男	女	男	女	男	女	計												
<1>						[1]	0<0>	[0]	0<1>	[1]	0<1b>	[1]	5	3	1	津田沼小					
<1>	1		4	1					5<1>	[0]	2<2>	[0]	7	3	1	大久保小					
<1>	1					[1]			0<0>	[1]	1<1>	[0]	1	5	1	谷津小					
<1>									1<0>	[0]	0<1>	[0]	1	5	3	鷺沼小					
<1>									1<0>	[0]	0<1>	[0]	1	4	2	実翔小					
<1>			3		2	[1]			3<1>	[1]	2<1>	[0]	5	4	2	大久保東小					
<1>	<1>					[1]			0<0>	[1]	0<2>	[0]	0	3	1	袖ヶ浦西小					
<1>									1<0>	[0]	0<1>	[0]	1	5	3	東習志野小					
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	3	1	袖ヶ浦東小					
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	5	3	屋敷小					
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	4	3	藤崎小					
<1>									1<0>	[0]	0<1>	[0]	1	5	3	実花小					
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	4	2	向山小					
<1>	<1>								1<0>	[0]	0<2>	[0]	1	3	1	秋津小					
<1>	1								1<0>	[0]	1<1>	[0]	2	3	1	香澄小					
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	5	3	谷津南小					
<16>	3	<2>	7	3	<2>	<1>	7	[8]	14	<2>	[8]	6	<19>	[11]	20	<21>	[9]	70	39	16	計
<1>	1								1<0>	[0]	1<1>	[0]	2	5	3	1	第一中				
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	5	3	1	第二中				
<1>	<1>								1<0>	[0]	0<2>	[0]	1	4	2	1	第三中				
<1>	1								1<0>	[0]	1<1>	[0]	2	5	3	1	第四中				
<1>									1<0>	[0]	0<1>	[0]	1	5	3	1	第五中				
<1>	1					[1]			0<0>	[1]	1<1>	[0]	1	4	2	1	第六中				
<1>						[1]			0<0>	[1]	0<1>	[0]	0	4	2	1	第七中				
<7>	3	<1>	0	0	4	[3]	0		4	<0>	[3]	3	<8>	[0]	7	<8>	[3]	32	18	7	計

(2) 幼稚園・こども園教職員数(令和5年5月1日 現在)

区分 園名	園長		教頭		教諭		合計			学校 医	学校 歯科医	学校 薬剤師
	男	女	男	女	男	女	男	女	計			
谷津幼		1		1		3	0	5	5	2	1	1
津田沼幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
屋敷幼		1		1	1	1	1	3	4	2	1	1
藤崎幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
大久保東幼		1		1		1	0	3	3	2	1	1
向山幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
計		6		6	1	11	1	23	24	12	6	6
東習志野こども園		1		2	1	7	1	10	11	2	1	1
杉の子こども園		1		2	1	6	1	9	10	2	1	1
袖ヶ浦こども園		1		2		8	0	11	11	2	1	1
大久保こども園		1		2		8	0	11	11	2	1	1
新習志野こども園		1		1		4	0	6	6	2	1	1
計		5		9	2	33	2	47	49	10	5	5

※ こども園は3歳児、4歳児、5歳児学級の担任と管理職を記載

(3) 習志野高校教職員数(令和5年5月1日 現在)

()は再任用職員 又は 会計年度職員 外数
[]は臨時的任用講師で外数

区分 課程	校 長	主幹 教諭		教諭		養 護 教諭	講 師		実 習 助 手	事 務 職 員		用 務 員	合計			学校 医	学校 歯科医	学校 薬剤師										
		男	女	男	女		男	女		男	女		男	女	計													
全日制	1	2	0	37	17	1	[4]	(4)	[2]	(3)	[1]	3	(1)	(3)	(1)	(1)	43	[4]	(6)	19	[3]	(7)	62	[7]	(13)	6	3	1

令和5年度 学校基本調査の結果について

令和5年6月28日

1 園児・児童・生徒数、学級数及び教職員数の対前年度比較

		令和4年度		令和5年度		増減	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数
学級数・園児数・児童数・生徒数	幼稚園 (6園)	12	173	13	137	1	-36
	こども園 (5園)	30	650	29	628	-1	-22
	小学校 (16校)	348	9,097	348	9,060	0	-37
	中学校 (7校)	146	4,112	143	4,066	-3	-46
	習志野高校	24	951	24	947	0	-4
	計	560	14,983	557	14,838	-3	-145

教職員数の対前年度比較

	令和4年度		令和5年度		増減	
	学級	人数	学級	人数	学級	人数
教職員数	幼稚園	-	24	-	24	0
	こども園	-	50	-	49	-1
	小学校	-	628	-	628	0
	(うち教諭等)	-	(518)	-	(517)	-(-1)
	(主幹教諭)	-	(4)	-	(6)	-(2)
	中学校	-	304	-	298	-6
	(うち教諭等)	-	(256)	-	(252)	-(-4)
	(主幹教諭)	-	(3)	-	(4)	-(1)
	習志野高校	-	76	-	82	6
	(主幹教諭)	-	(1)	-	(0)	-(-1)
計	-	1,082	-	1,081	-	-1

2. 市立園・学校別 園児・児童・生徒数及び学級数の対前年度比較

【小学校】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
津田沼小	24	23	-1
	637	617	-20
大久保小	28	28	0
	770	767	-3
谷津小	44	45	1
	1,309	1,326	17
鷺沼小	28	28	0
	745	742	-3
実籾小	16	15	-1
	333	308	-25
大久保東小	16	17	1
	427	429	2
袖ヶ浦西小	11	12	1
	193	190	-3
東習志野小	28	27	-1
	861	791	-70

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
袖ヶ浦東小	12	12	0
	267	256	-11
屋敷小	30	29	-1
	789	778	-11
藤崎小	22	22	0
	570	573	3
実花小	23	23	0
	652	649	-3
向山小	13	14	1
	296	312	16
秋津小	12	12	0
	237	244	7
香澄小	12	12	0
	218	221	3
谷津南小	29	29	0
	793	857	64
計	348	348	0
	9,097	9,060	-37

(上段:学級数 下段:園児・児童・生徒数)

2.市立園・学校別 園児・児童・生徒数及び学級数の対前年度比較

【中学校】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
第一中	24	24	0
	697	733	36
第二中	24	23	-1
	661	618	-43
第三中	14	14	0
	348	354	6
第四中	27	26	-1
	824	809	-15
第五中	25	25	0
	698	704	6
第六中	19	19	0
	533	528	-5
第七中	13	12	-1
	351	320	-31
計	146	143	-3
	4,112	4,066	-46

(上段:学級数 下段:園児・児童・生徒数)

2.市立園・学校別 園児・児童・生徒数及び学級数の対前年度比較

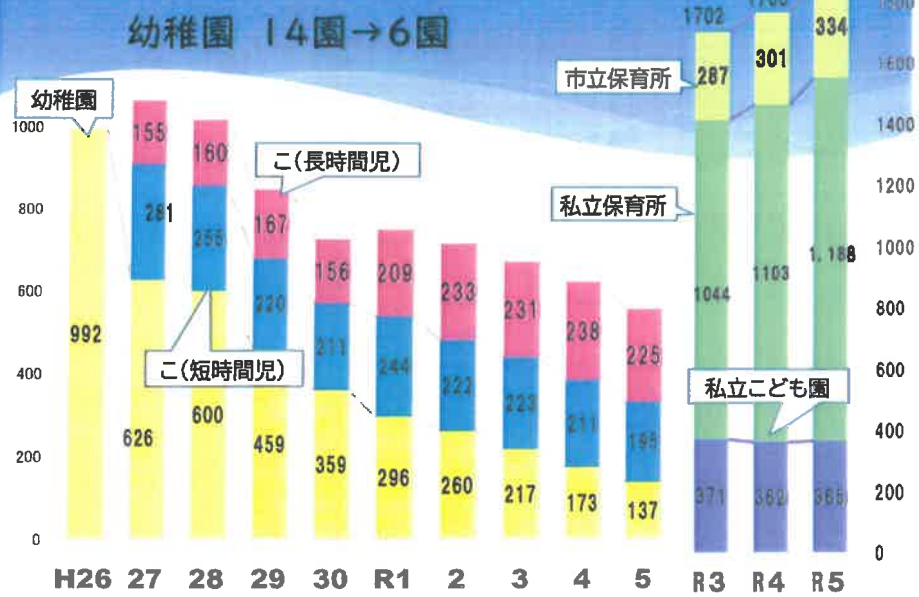
【幼稚園】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
谷津幼	2	3	1
	56	54	-2
津田沼幼	2	2	0
	24	19	-5
屋敷幼	2	2	0
	23	23	0
藤崎幼	2	2	0
	29	21	-8
大久保東幼	2	2	0
	15	8	-7
向山幼	2	2	0
	26	12	-14
計	12	13	1
	173	137	-36

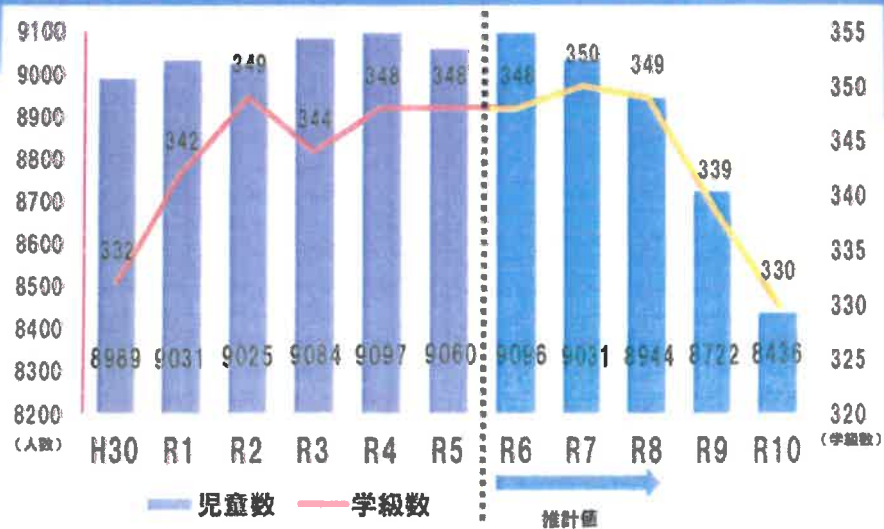
【こども園】

区分\年度	令和4年度	令和5年度	増減
東習志野	6	6	0
	155	161	6
杉の子	6	6	0
	111	112	1
袖ヶ浦	7	6	-1
	160	141	-19
大久保	7	7	0
	152	155	3
新習志野	4	4	0
	72	59	-13
計	30	29	-1
	650	628	-22

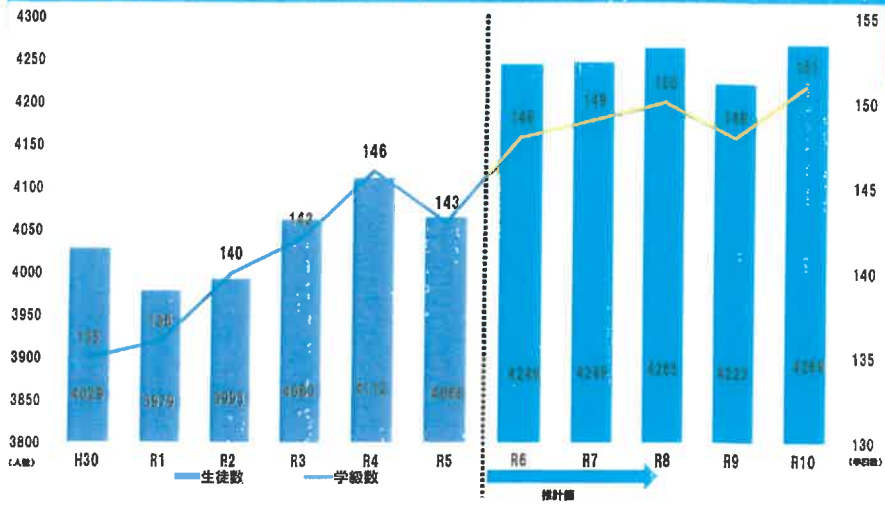
幼稚園・こども園児数（短・長時間児）推移



小学校 児童数・学級数 推移



中学校 生徒数・学級数 推移



報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について

新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行されて、約1ヶ月が経過した。各学校においてもうがいや手洗い等の基本的な感染対策は継続した上で、マスクの着用や給食時の黙食等の制限がなくなり、通常通りの生活様式に戻りつつある。現状については以下のとおりである。

1. マスクの着用について

各小・中学校のマスクの非着用率を調査した結果

(6月8日(木)実施、市立全小中学校の管理職への聞き取りによる)

	小学校の平均	中学校の平均	非着用率
登下校	B	D	80%～：A
校舎内の活動 (体育・音楽以外)	B	D	60%～：B
音楽の授業	B	D	40%～：C
体育の授業・外遊び	A	B	20%～：D
教員	A	B	0%～：E

- ・小学校では低学年児童の多くがマスクを外しているが、高学年になるにつれて着用する児童が増えている。
- ・中学校は小学校に比べ、校舎内外にかかわらずマスクを着用している生徒が多い。
- ・教員の多くはマスクを外しているが、校外学習等の行事の前には予防のため着用することがある。

2. 給食指導について

(1) 座席の配置について

コロナ禍前と同様、各担任の判断により、前向き、対面(班編成)、口の字など様々な形態が見られる。

(2) 給食時の児童生徒の様子について

座席の形態に関わらず、児童生徒は会話を楽しみながら給食の時間を過ごしており、明るい雰囲気を感じられる。

(3) 教師の関わりについて

配膳の手伝いや見守りの他、教室内を回って児童生徒に声をかけたり、食べる量の調整などをしたりしている。児童生徒と会話を楽しむ様子も見られる。

- ・マスクの着用は個人の判断であり、外すことを指導することは難しいが、今後気温が高くなることで熱中症のリスクが上がるため、児童生徒の観察や声かけ等の対策を講じる必要がある。
- ・今後もマスクの着脱がいじめや差別のきっかけとならないよう配慮していく。
- ・授業中の座席については、学級経営や学習指導等の方針により、個人、ペア、グループ、口の字、コの字と様々な配置になっている。

報告事項(3)

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果

1. 本分析・考察の目的

本市教員のICT活用指導力について、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態に関する調査」の結果をもとにし把握するとともに、全国的な実態と本市実態との比較や本市実態の年度比較等について分析・考察し、その結果を踏まえICT活用の日常化に向けた関連施策や取組の推進を図る。

※1人1台の端末が導入された令和3年度と令和4年度の調査結果を対象とした。

2. 調査について

○文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査について

- ・調査目的： 初等中等教育における教育の情報化の実態把握と関連施策の推進
- ・調査時点： 令和3年度 令和4年3月14日(月)～3月28日(月)
令和4年度 令和5年3月13日(月)～3月27日(月)
- ・調査項目： ①学校におけるICT環境の整備状況 ②教育のICT活用指導力
- ・調査対象： ①全国の公立学校 ②全国の公立学校の授業を担当している全教員

※習志野市の調査人数

令和3年度 教員714名(小学校472名・中学校242名)

令和4年度 教員681名(小学校443名・中学校238名)

- ・教員のICT活用指導力に関する調査大項目
 - A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
 - B 授業にICTを活用して指導する能力
 - C 児童生徒のICT活用を指導する能力
 - D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- ・各大項目に4の小項目、計16項目に対し、「できる」「ややできる」「あまりできない」「できない」の4段階で、教員が自己評価をする形で調査

3. 各小項目の結果

(1) 全国比（令和3年度）（小・中学校の「できる」・「ややできる」を合わせた%）

項目	調査分類	本市（R3年度）	全国平均（R3年度）	全国比
A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力			
	A-1（ICTを計画して活用）	87%	88%	-1
	A-2（情報収集・発信）	83%	87%	-4
	A-3（各種ソフトの活用）	92%	92%	±0
	A-4（記録・評価）	80%	83%	-3
B	授業にICTを活用して指導する能力			
	B-1（資料の効果的提示）	85%	86%	-1
	B-2（思考の共有・比較活用）	76%	74%	+2
	B-3（習熟に応じた活用）	72%	72%	±0
	B-4（協働的な活用）	67%	69%	-2
C	児童生徒のICT活用を指導する能力			
	C-1（基本的操作技能指導）	80%	84%	-4
	C-2（情報収集させる）	84%	85%	-1
	C-3（文章・グラフ等にまとめさせる）	73%	73%	±0
	C-4（思考を共有させる）	67%	68%	-1
D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力			
	D-1（活用のルール）	91%	88%	+3
	D-2（ネット犯罪対応）	88%	89%	-1
	D-3（セキュリティ）	86%	83%	+3
	D-4（活用の意欲）	87%	83%	+4

○Aの評価等の校務にICTを活用する能力は全国に比してやや低い傾向であった。

○Bの授業にICTを活用して指導することは全国平均レベルであった。

○Cの児童生徒にICTを指導する力は全国に比してやや弱い状況であった。

○Dの情報セキュリティやネット犯罪への指導は全国レベルより高い状況であった。

(2) 本市経年比（令和3年度・令和4年度）

項目	調査分類	本市（R4年度）	本市（R3年度）	前年比
A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力			
	A-1（ICTを計画して活用）	91%	87%	+4
	A-2（情報収集・発信）	91%	83%	+8
	A-3（各種ソフトの活用）	93%	92%	+1
	A-4（記録・評価）	86%	80%	+6
B	授業にICTを活用して指導する能力			
	B-1（資料の効果的提示）	91%	85%	+6
	B-2（思考の共有・比較活用）	83%	76%	+7
	B-3（習熟に応じた活用）	78%	72%	+6
	B-4（協働的な活用）	79%	67%	+12
C	児童生徒のICT活用を指導する能力			
	C-1（基本的操作技能指導）	90%	80%	+10
	C-2（情報収集させる）	91%	84%	+7
	C-3（文章・グラフ等にまとめさせる）	84%	73%	+11
	C-4（思考を共有させる）	81%	67%	+14
D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力			
	D-1（活用のルール）	91%	91%	±0
	D-2（ネット犯罪対応）	92%	88%	+4
	D-3（セキュリティ）	90%	86%	+4
	D-4（活用の意欲）	90%	87%	+3

○A～Dの全ての項目において令和4年度よりも向上している。

○Cの児童生徒のICT活用を指導する能力は90%を超えるものもあり、児童生徒が考えを表現するツールとして活用が進んでいるものと考えられる。

○Cの児童生徒へのICT活用を指導する能力は、他の項目に比べて低い傾向ではあるが、令和3年度より上昇している。

○A-2とA-3からは、生活の中では使っているインターネットを教育には活用していない教員が少数ではあるが、いることが窺える。

○A-4からは、ICT活用に限らず、評価を想定した授業づくりそのものに問題があるとも考えられそうである。

4. 今後の取組

○Bの授業にICTを活用して指導する能力は、Cの児童生徒のICT活用を指導する能力と関連性がありそうである。習志野市全ての教員が、ICT機器を教材研究や評価に活用しようとする意識を醸成することで、BやC項目の改善につながるものと考えられる。

○総合教育センターと指導課としては、研修や学校訪問時を活用して、児童生徒が自分の考えをもち、それらを共有し、新たな気づきや考えをもつという、対話的な学びのある授業づくりについて指導・助言をするとともに、その学びにおいて児童生徒がICTを活用できるような指導の工夫を周知していく。

5. 本市経年比詳細

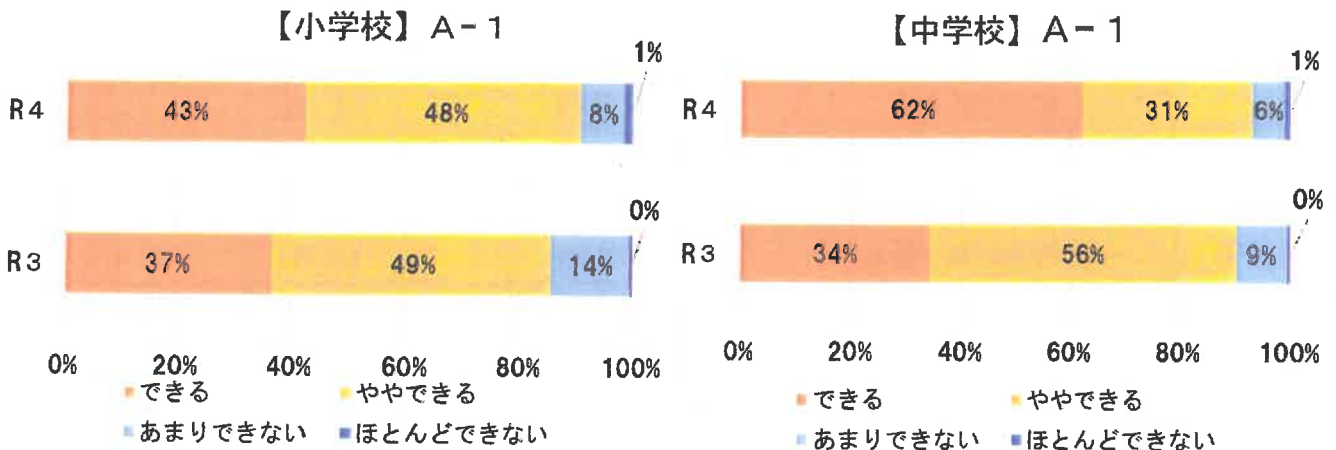
習志野市教員のICT活用指導力等の実態

～令和3年度から4年度の経年変化～

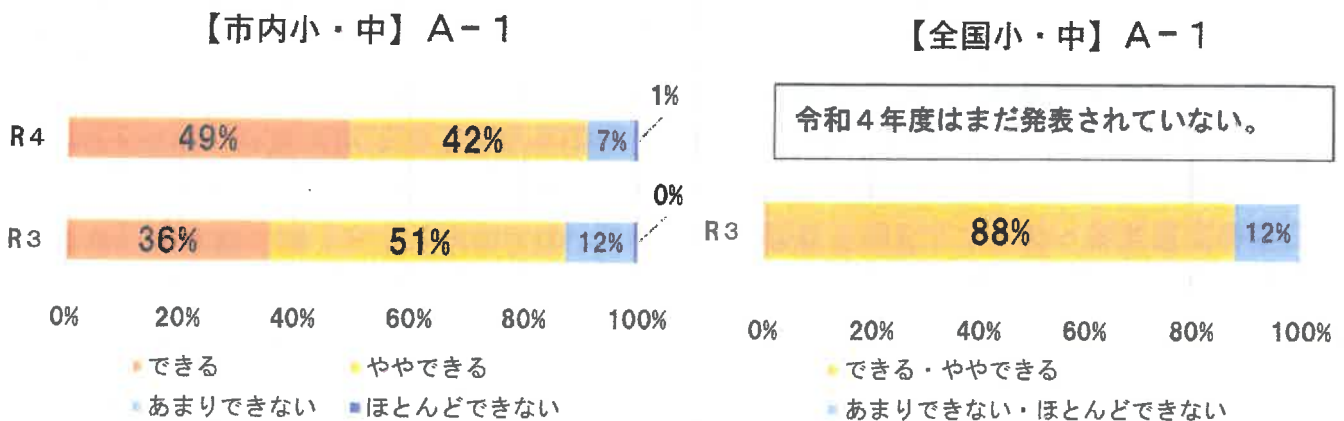
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。

■本市小・中学校の比較



■本市と全国の比較（令和3年度）



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+5ポイント
中学校	+3ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校 < 中学校	+2ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	-1ポイント

【考察】

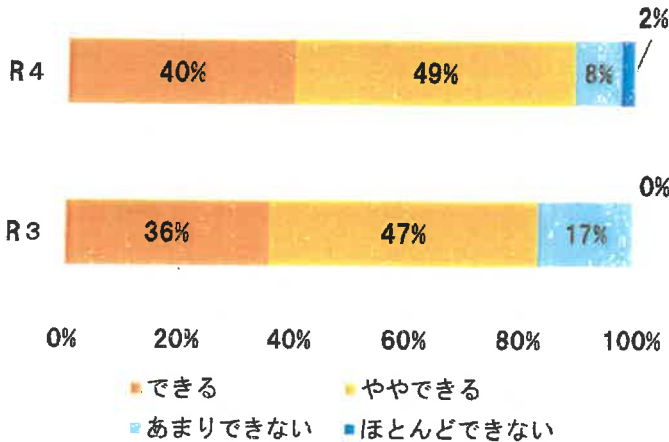
小中の教員ともに、令和4年度は自己評価が高くなっている。特に中学校教員は「できる」の割合が1.8倍増となり、教育効果を上げるために、利用場面を計画して活用することに自信を持つ教員が増加したことが窺える。

一方で自己評価が低い教員は減少しているものの10%弱の教員が「あまりできない」「できない」と回答しており、利用場面や計画的活用の実践例を周知するとともに、それを実践につなげる支援が必要である。

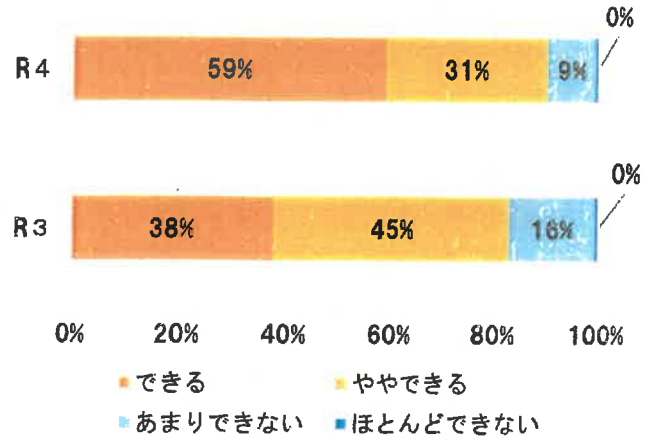
A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】A-2

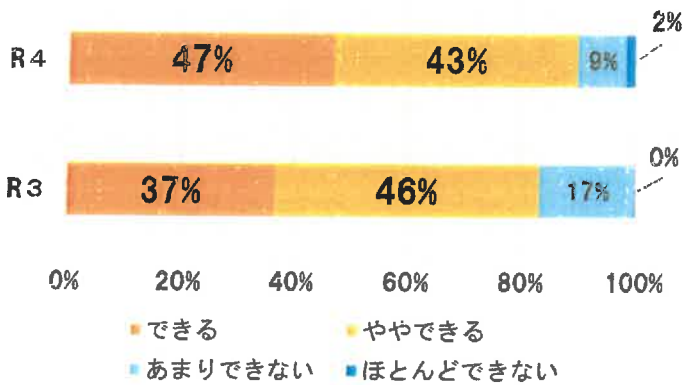


【中学校】A-2



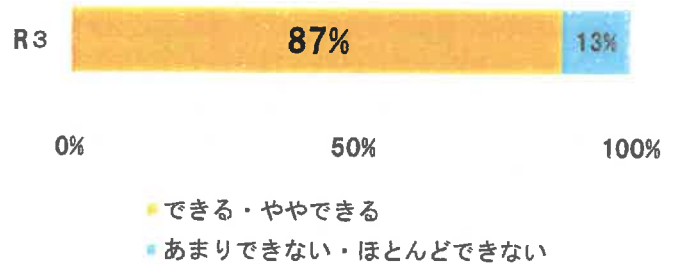
■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】A-2



【全国小・中】A-2

令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+6ポイント
中学校	+7ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校 < 中学校	+1ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	-4ポイント

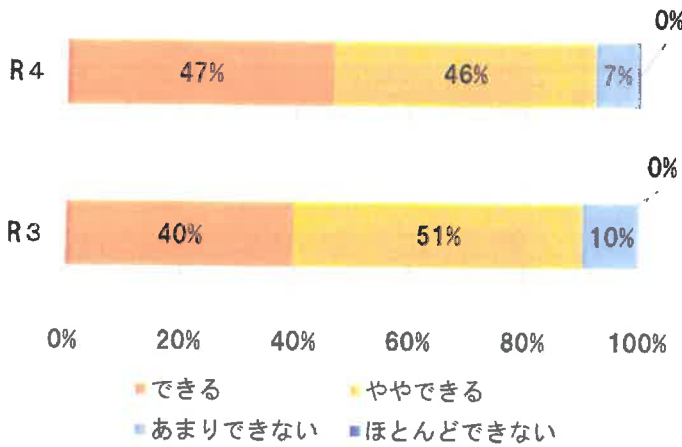
【考察】

小中の教員ともに、令和4年度は自己評価が高くなっている。インターネットを介して必要な情報を収集することに、自信のある教員が増えた。例えば、統計値等では最新の情報を収集することができるので、学習資料として授業に使う場面が増えてきた。また、令和3年度に導入した「さくら連絡網」では、保護者や地域への日常の情報発信や、欠席連絡等のやり取りを行っている。運動会や校外学習などの行事もインターネットを介して情報発信をしている学校もある。こうした活用を返して、自己評価が高まったのではないかと考えられる。

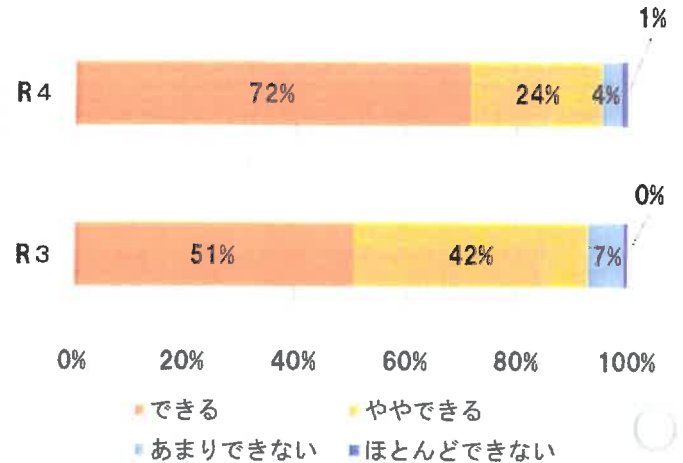
A-3 授業に必要なプリントや提示資料, 学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために, ワードソフト, 表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】A-3

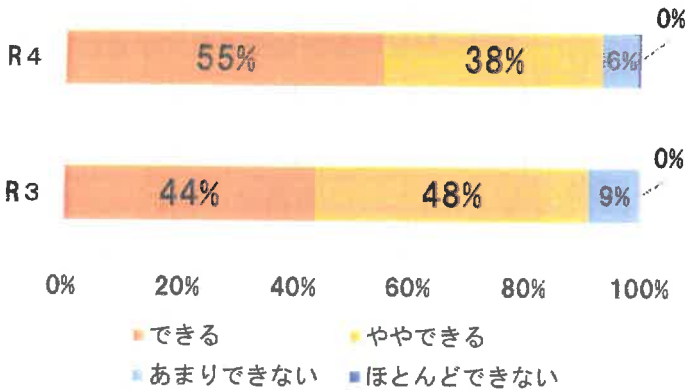


【中学校】A-3



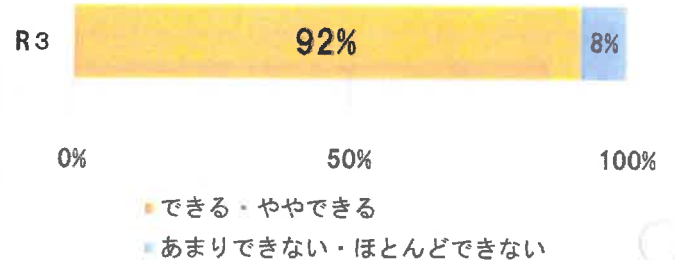
■本市と全国の比較 (令和3年度)

【市内小・中】A-3



【全国小・中】A-3

令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +2ポイント

中学校 +3ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校<中学校 +3ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 ±0ポイント

【考察】

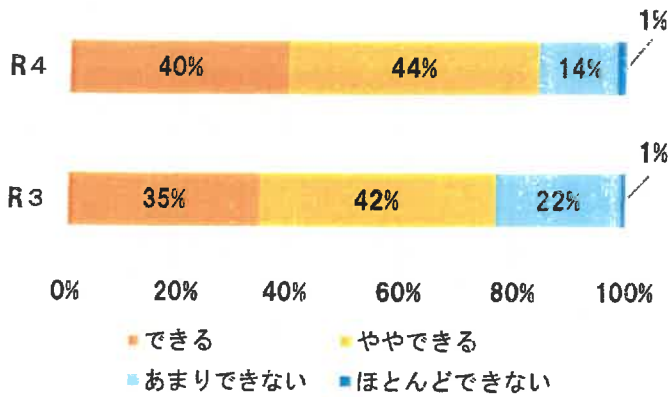
ワードソフト等基本ソフトの活用については、概ね活用できている教員が多い。授業や行事等で、児童生徒の発表用にパワーポイント等のアプリを活用する機会が増えた。また、表計算ソフトについては、ファイル共有機能であるTeamsでデータ共有して分析結果を確認することができるので、理数系の教科を中心として、活用頻度は昨年度よりも上がっているようにうかがえる。

自信が活用につながる好循環となっている一方で、令和4年度で教材研究に基本ソフトを活用することに自信が持てない教員が6%ほどいるという現状は課題だと考えられる。

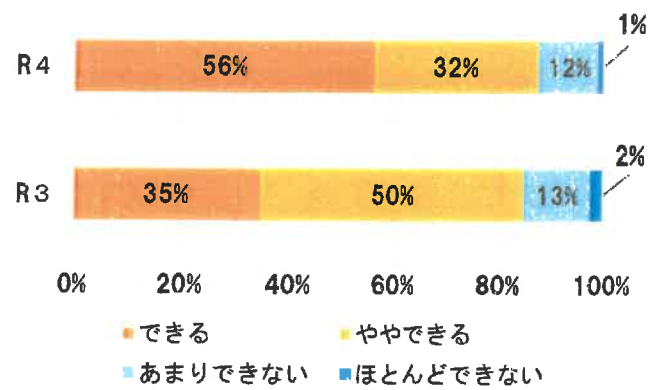
A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】A-4

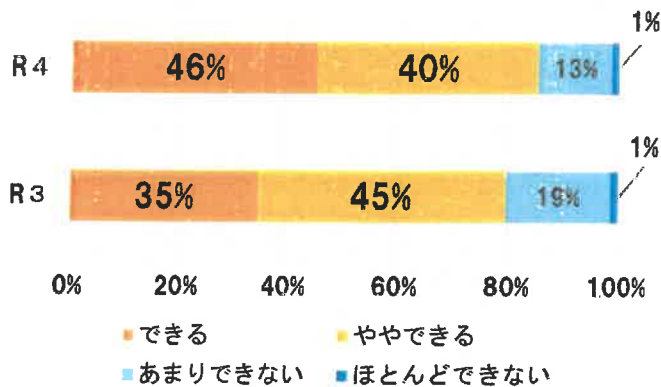


【中学校】A-4



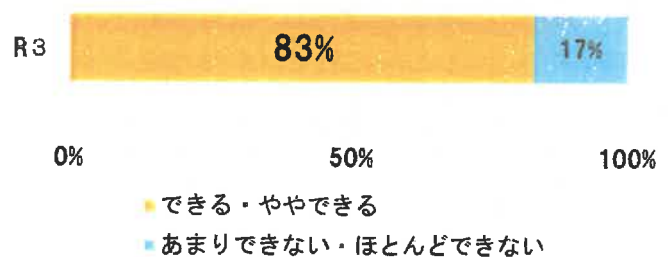
■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】A-4



【全国小・中】A-4

令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +7ポイント

中学校 +3ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 < 中学校 +4ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 -3ポイント

【考察】

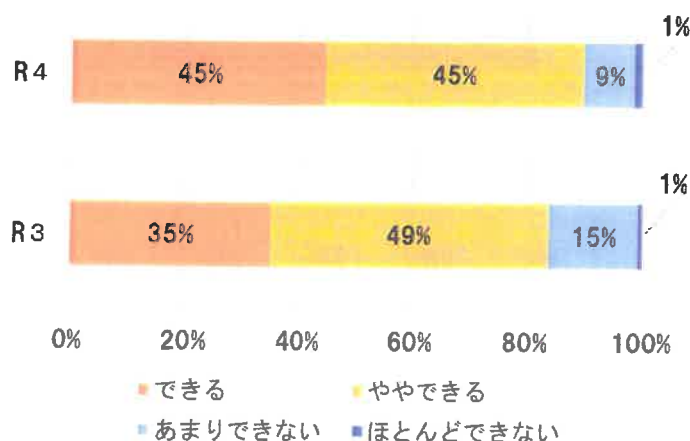
ファイル共有機能である Teams を使った課題提出や評価等を行う環境が整備され、児童生徒が作成した作品も記録としても残しやすく、データとしての処理も簡易になったと考えられる。教師によってはタブレット上で課題の提示や課題を提出させ評価するという活用も行われており、今後、^{クラウド}MEXCBTやAI型デジタルドリルの導入に伴い、さらに評価に係る活用の幅が広がることが期待できる。教師による力及び意識の差が出やすい項目であるため、実施例の周知が課題である。

B 授業にICTを活用して指導する能力

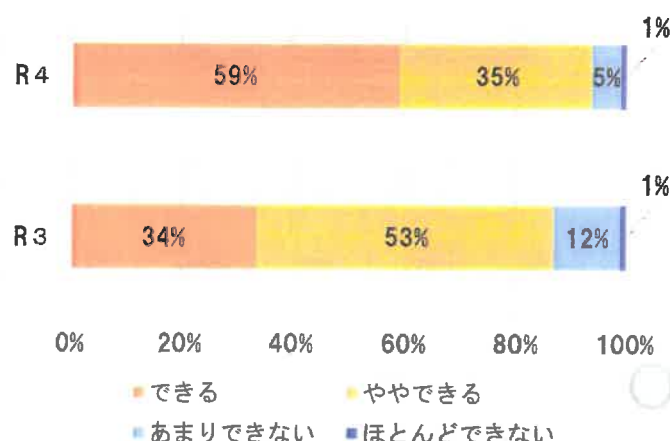
B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】B-1

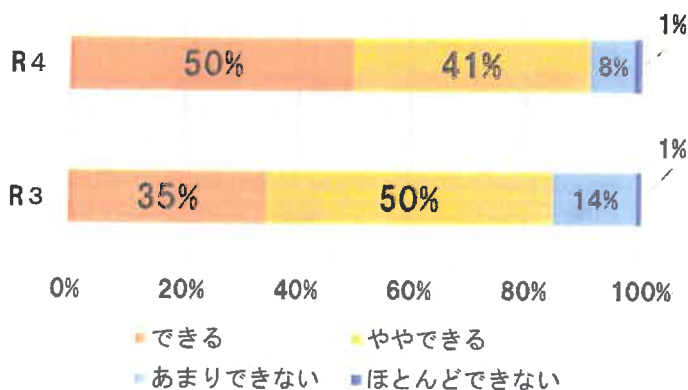


【中学校】B-1

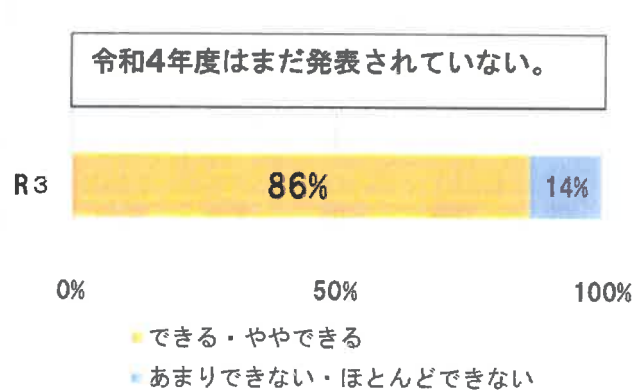


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】B-1



【全国小・中】B-1



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +6ポイント

中学校 +7ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 < 中学校 +4ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 -1ポイント

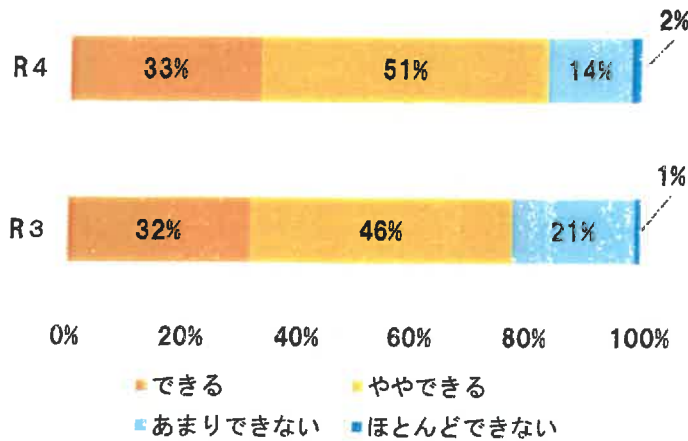
【考察】

デジタル教科書やNHK for schoolなどの動画による視覚的コンテンツが豊富にあるため、内容を直観的に捉えられやすく、学習理解の促進にもつながっているものと考えられる。口頭での説明だけでなく、より動画やアニメーションを活用した授業は児童生徒の興味関心を高めることもある。こうした活用については自己評価が高いという教員が多数であるが、一定数苦手意識を持っている教員がいることもうかがえる。

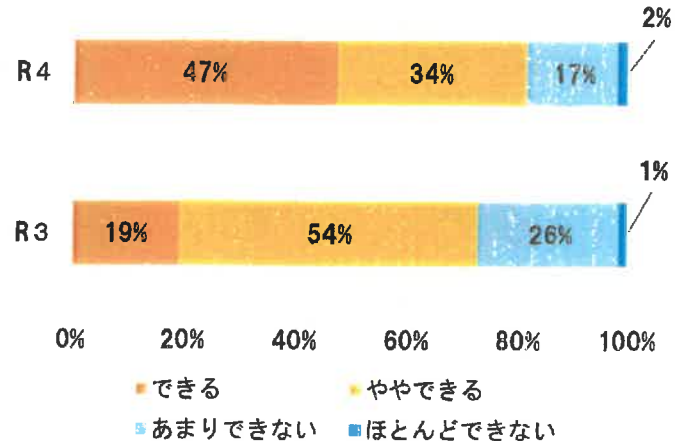
B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】B-2

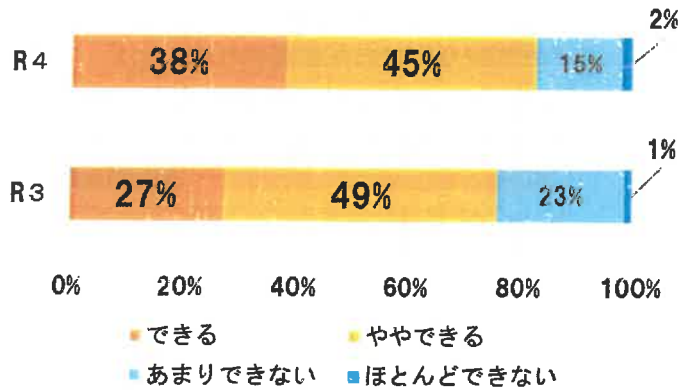


【中学校】B-2

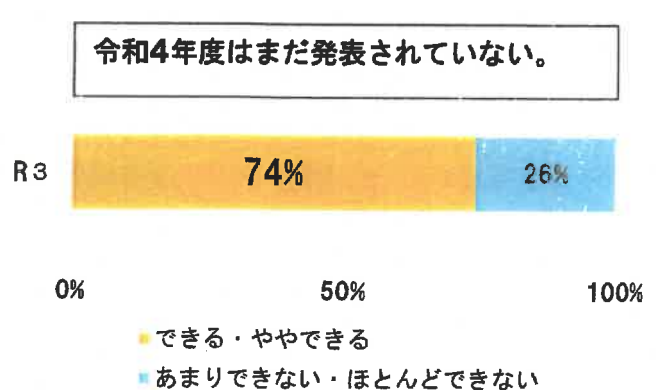


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】B-2



【全国小・中】B-2



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校	+6ポイント
中学校	+8ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校	> 中学校	+3ポイント
-----	-------	--------

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市	+2ポイント
------	--------

【考察】

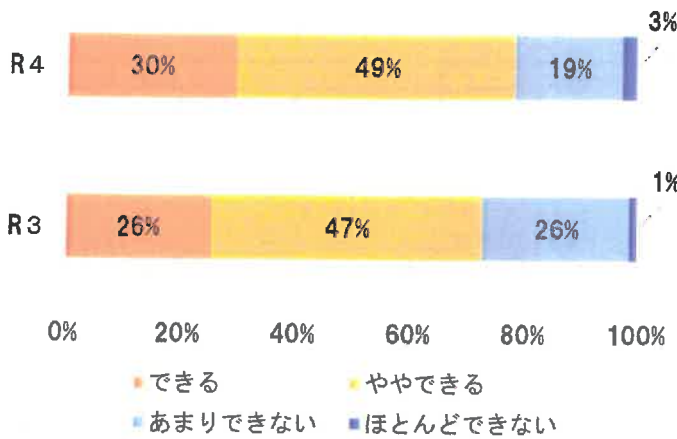
大型提示装置や拡大提示装置を使ったこれまでの比較・共有方法に加え、一人一台のタブレット端末の活用で児童生徒全員の考えや意見を共有できるようになり、さらにワイヤレス HDMI の活用により、生徒の作成したデジタル資料を大型提示装置に瞬時に映し出すことで、話し合い活動の活発化や思考を深める場面設定が広がるなど、環境整備が進んでいる。

一方で全国的にも本市においても他の項目に比べて数値が低い。これは対話を通じての学びを進めることに対する手立てそのものに苦手さを感じているということが推察できる。

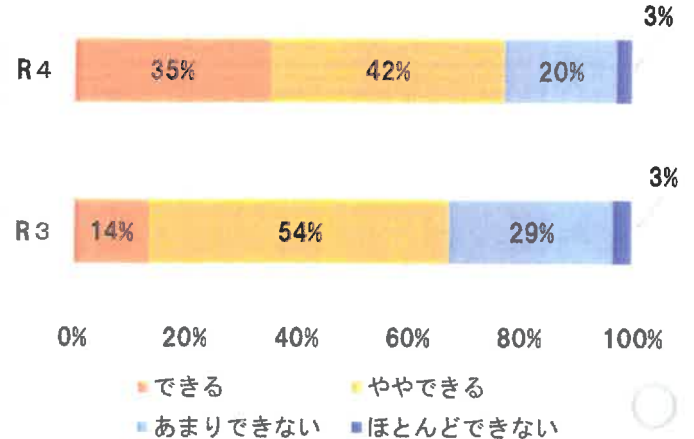
B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。

■本市小・中学校の比較

【小学校】B-3

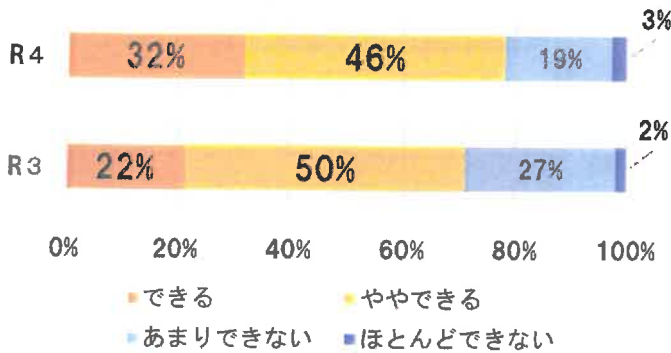


【中学校】B-3

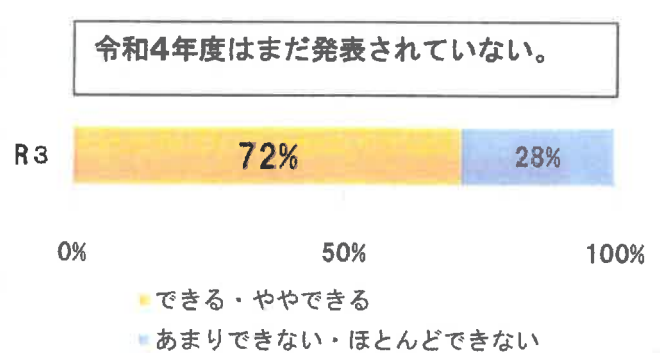


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】B-3



【全国小・中】B-3



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +6ポイント

中学校 +9ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校 +2ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 ±0ポイント

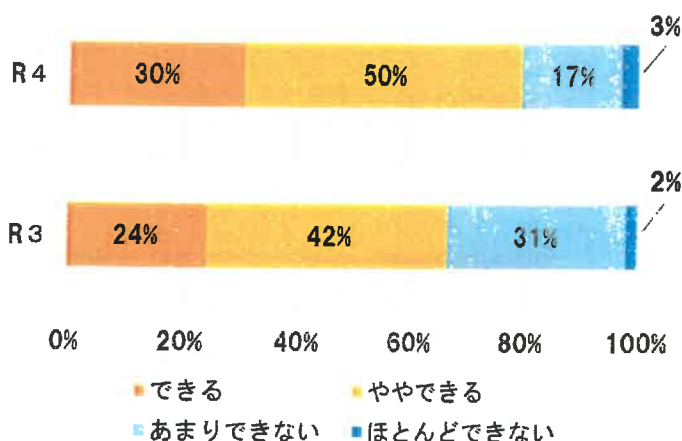
【考察】

習熟度別の課題に取り組めるデジタルドリルの活用、ファイル共有機能である Teams を使った個別の課題配付を活用できる環境が整備されるようになったことがポイントアップの原因と考えられる。プリント等の資料準備に時間がかからないことや、生徒への個別対応が簡易にできること、さらには家庭でも課題に取り組めることがメリットになり、成果が上がり始めているものと考えられる。学習事項の定着を図る活用が多い中学校では特に活用が進んでいるが、数値は低く、学校学年差があることが想定され、メリットや実践例の周知を図る。

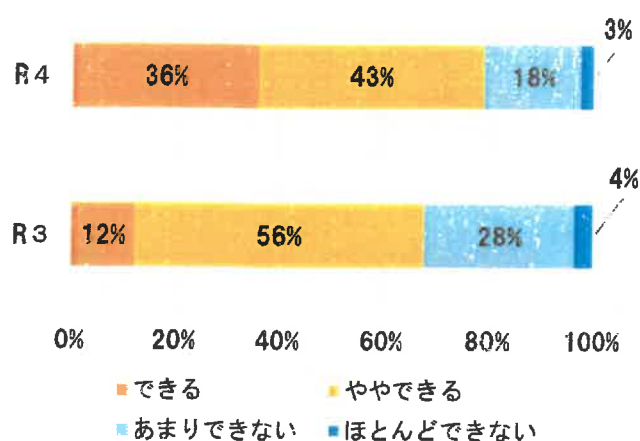
B-4 グループで話し合っ考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。

■本市小・中学校の比較

【小学校】B-4

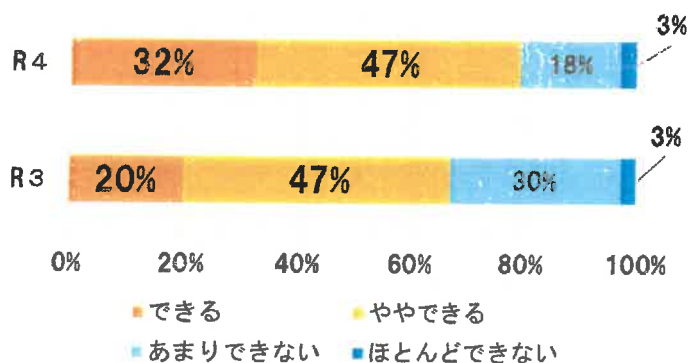


【中学校】B-4



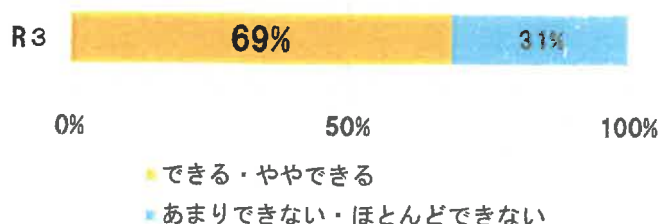
■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】B-4



【全国小・中】B-4

令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +14ポイント

中学校 +11ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校 +1ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 -2ポイント

【考察】

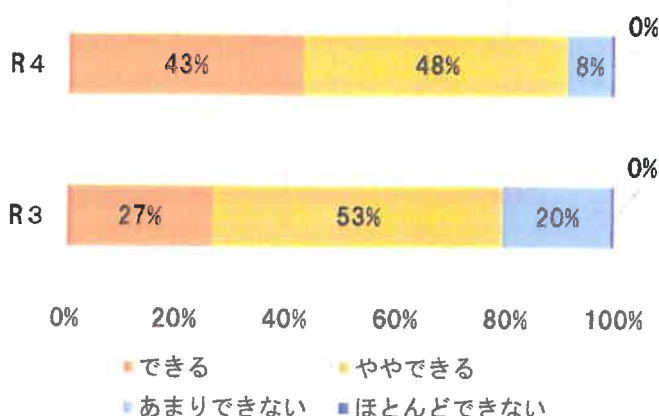
令和3年度から小・中学校ともに大幅に数値が向上し、自信のある教員は増えた一方で、自信のない教員も20%程おり、差が大きいと考えられる。ファイル共有機能である Teams の活用方法が周知されたことにより、グループごとに同じアプリを共有したり、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトのデータ入力と共有が同時にできるため、様々な教科においてグループ活動での活用頻度は増えている。学校学年差につながらないよう実践例を紹介することが必要である。

C 児童生徒のICT活用を指導する能力

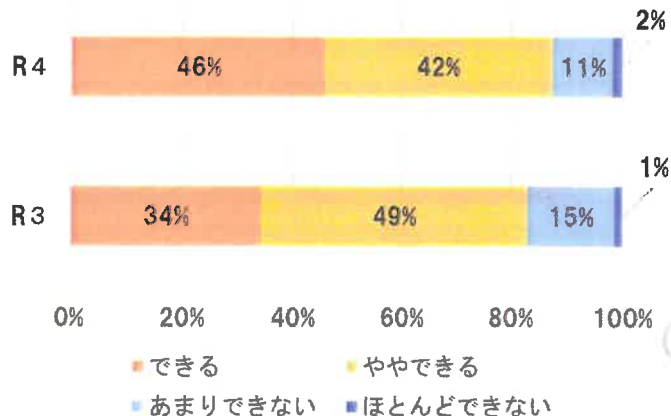
C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】C-1

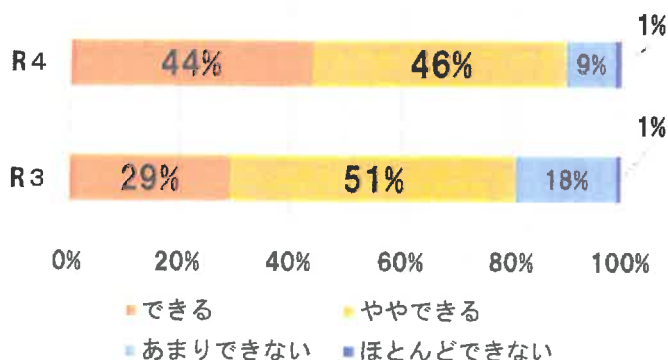


【中学校】C-1

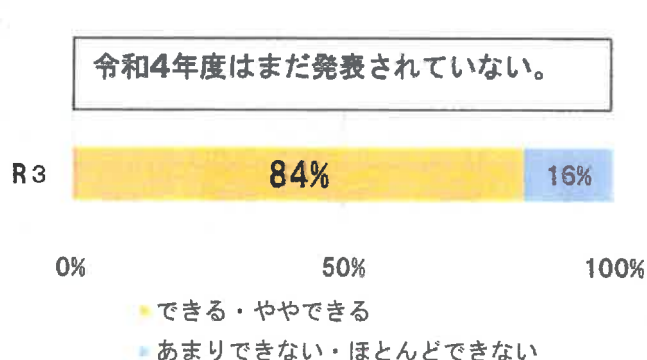


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】C-1



【全国小・中】C-1



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +11ポイント

中学校 +5ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校 +3ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 -4ポイント

【考察】

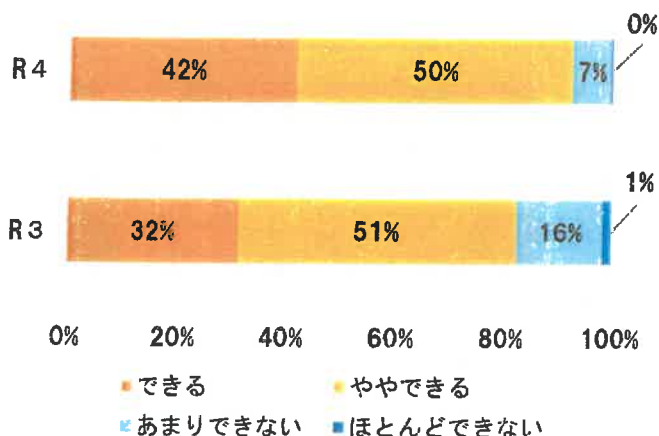
総合的な学習の時間や朝自習の時間にタイピング練習を取り入れている学校も有り、各学校で先を見通した基本操作の指導を行っている。端末の活用に興味関心が高い小学校では、特にポイントが上がっているものと考えられる。

ただし、昨年度は全国平均より低いポイントであったため、本市センターで作成している「学年別 ICT 活用スキル一覧表」をさらに周知し、児童生徒の基本操作習得に向けて、さらなる ICT 活用の習慣化をすすめていくことが課題である。

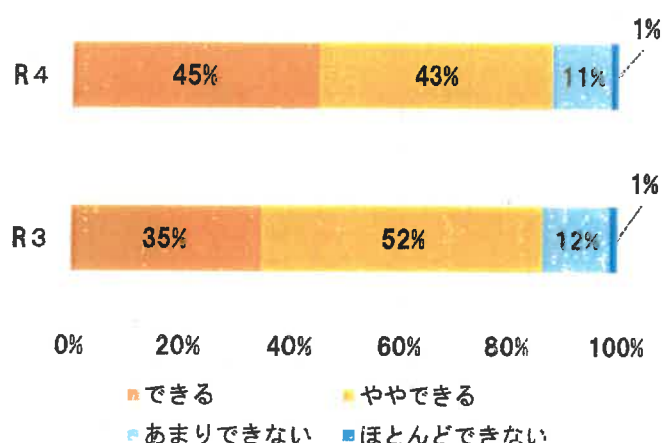
C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】C-2

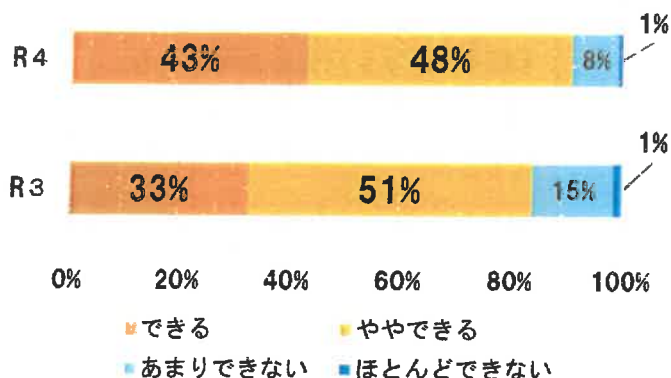


【中学校】C-2

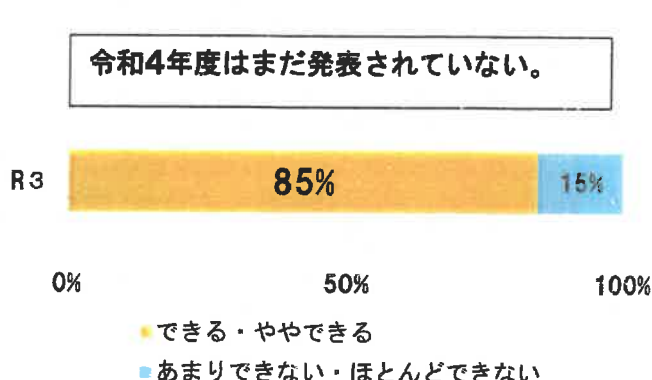


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】C-2



【全国小・中】C-2



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +9ポイント

中学校 +1ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校 +4ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 -1ポイント

【考察】

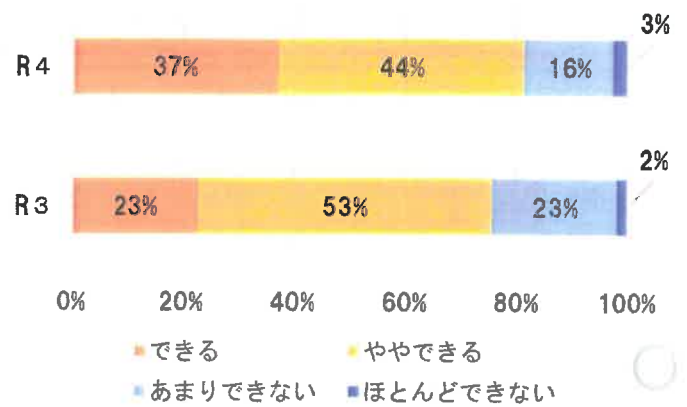
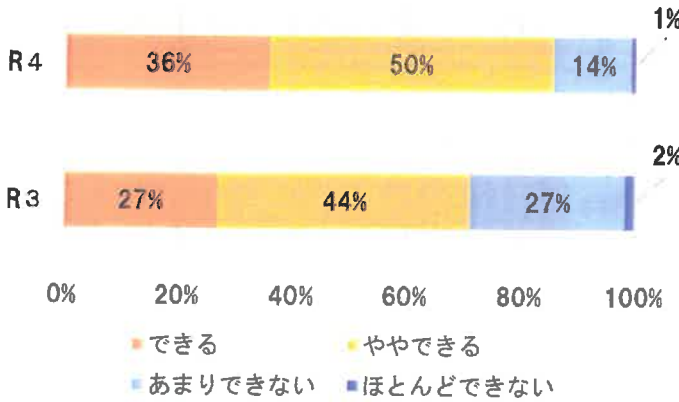
一人一台端末の導入により授業で活用する場面が増え、学習課題に対して児童生徒がインターネットを使って主体的に調べたり、選択したりするなどの授業内容に移行が進んでいる。情報モラルについても同時に指導していて、ネット犯罪を考慮した学習が進んでいる。これらの学習を通して、さらに安全な情報収集などでの活用が進むと考えられる。教師が自信を持っている項目であるが、社会の変化に応じた情報モラルに対する指導力を高めていく。

C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】C-3

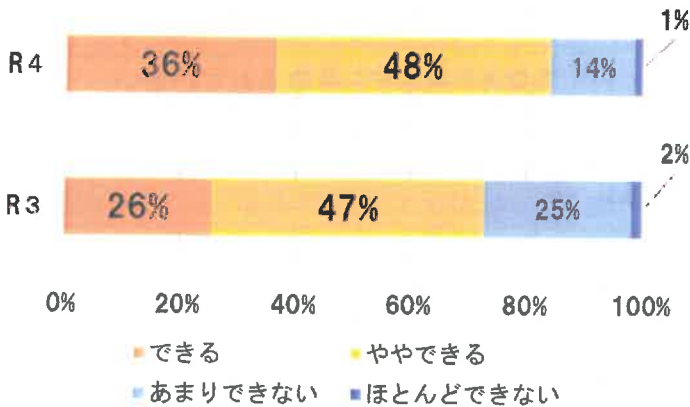
【中学校】C-3



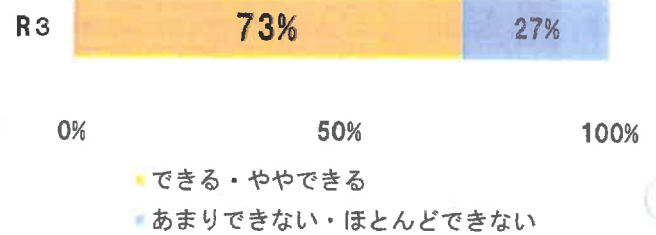
■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】C-3

【全国小・中】C-3



令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+15ポイント
中学校	+5ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校	> 中学校 +5ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	±0ポイント

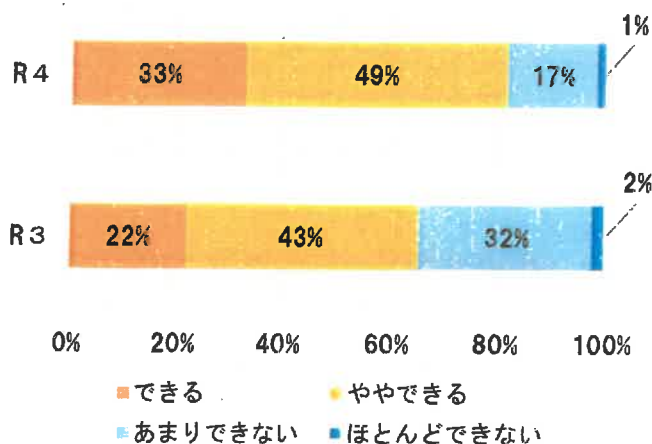
【考察】

特に小学校ではアプリの積極的な活用に加え、ICT支援員の授業支援やICT学習指導員の助言により、児童の発表および報告資料の作成能力が向上している。小学校低学年でもプレゼンテーションソフトは児童に使われるようになってきている。ICTマイスターから教員にICT活用方法を伝達することでさらなる効果が上がっていくものと考えられる。さらなる向上のためには、タイピング等、ソフトの使い方そのものを指導する時間が必要と考えられる。

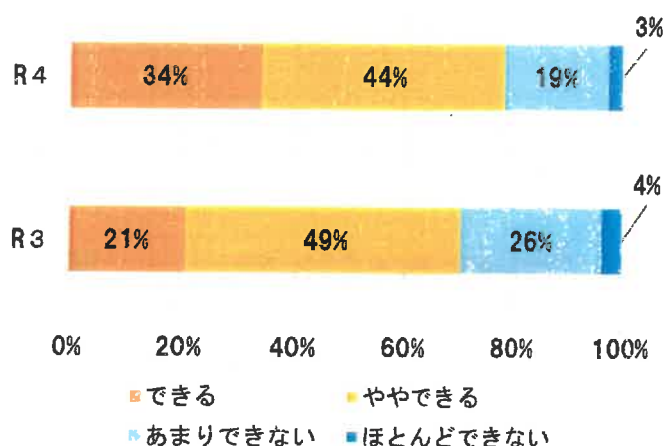
C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】C-4

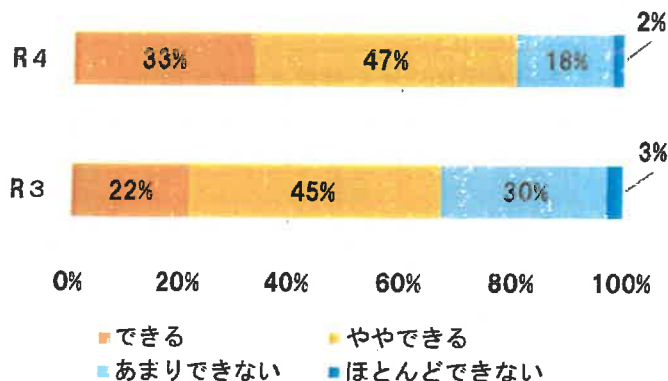


【中学校】C-4



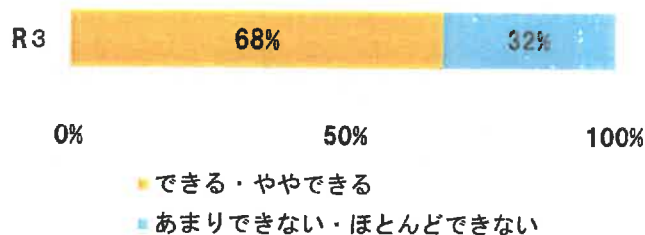
■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】C-4



【全国小・中】C-4

令和4年度はまだ発表されていない。



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+17ポイント
中学校	+8ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校	> 中学校 +4ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	-1ポイント

【考察】

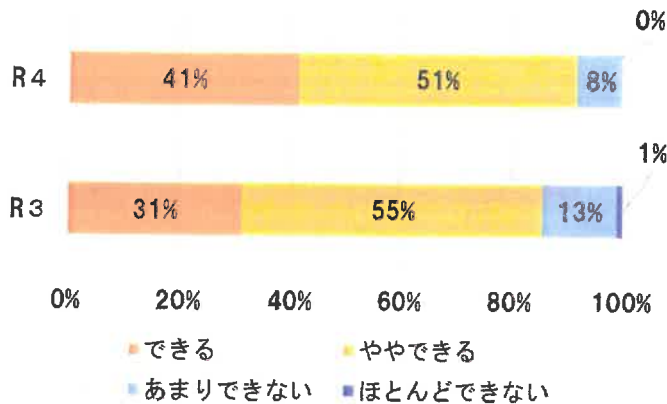
話し合い活動や、意見の共有に、タブレットのアプリを活用する授業が増えてきている。さらにテキストマイニングなどの手法でキーワード等を抽出する授業も昨年度に増えた。一部の児童生徒の発表による授業から、学級全員の考えを共有するような授業への変化が見られる。特に小学校では共有だけでなく、互いの考えの比較にも活用することが広がっている。さらなる課題として、授業で使うソフトの使い方つまづく生徒を減らしていく必要がある。そのために教師のこの項目での力量向上は欠かせない。

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

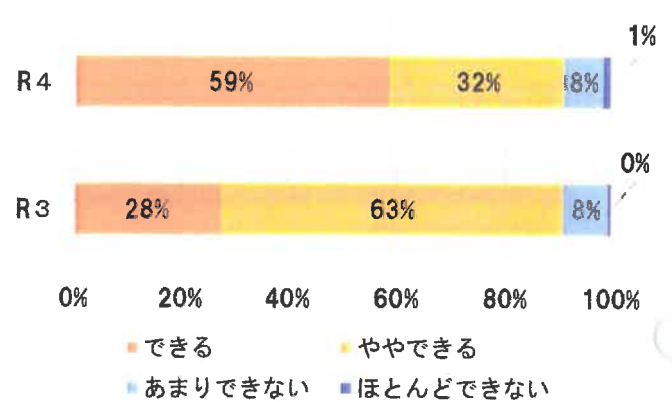
D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】D-1

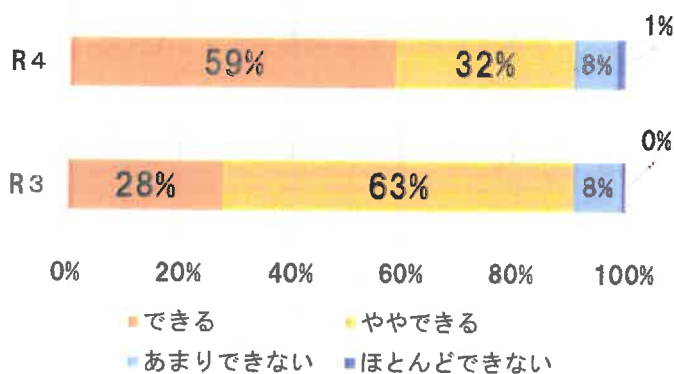


【中学校】D-1

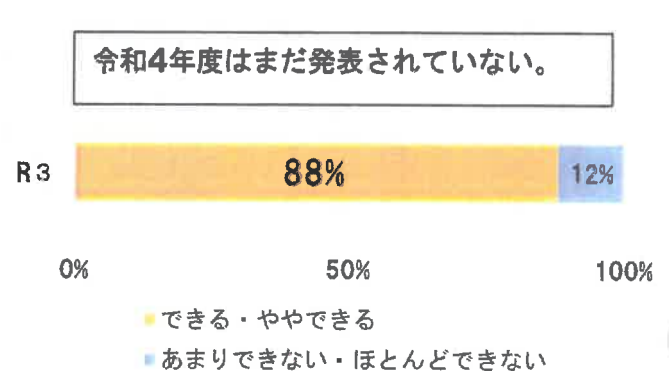


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】D-1



【全国小・中】D-1



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校 +6ポイント

中学校 ±0ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校 > 中学校 +1ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市 +3ポイント

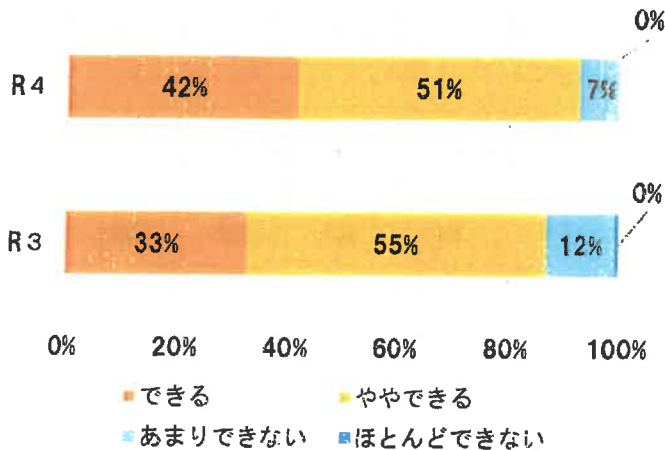
【考察】

情報モラルについては、学校全体で講師を招いての集会の実施や Windows Update やセキュリティの必要性を児童・生徒に伝えている学校が多い。有害サイトへのアクセスおよび閲覧や、ダウンロードを行わない指導は、日常の授業で頻繁に行われている。そのため、ポイントが上がっていると考えられる。指導内容がルールとマナーなので比較的教師は自信を持ちやすいと思われる。

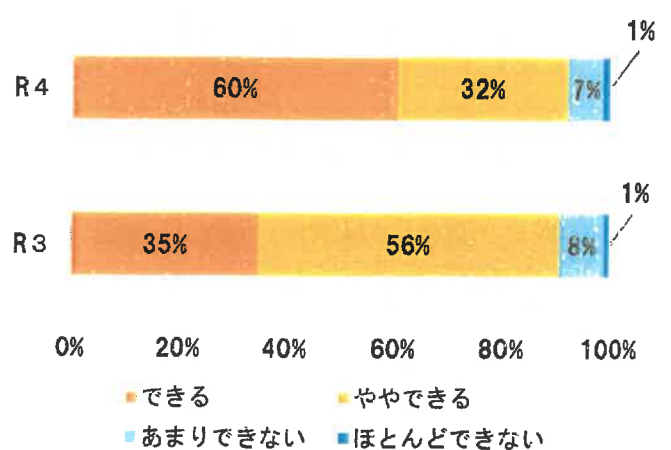
D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】D-2

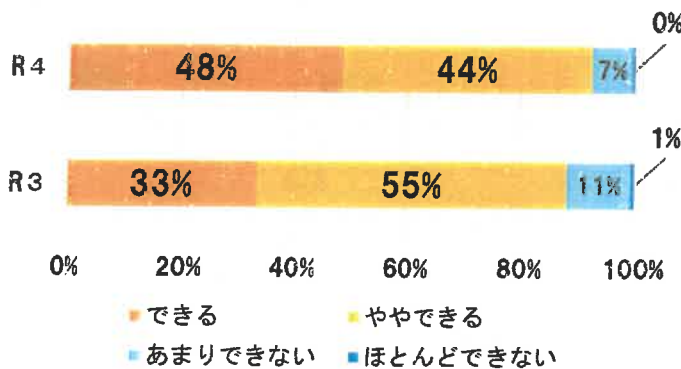


【中学校】D-2

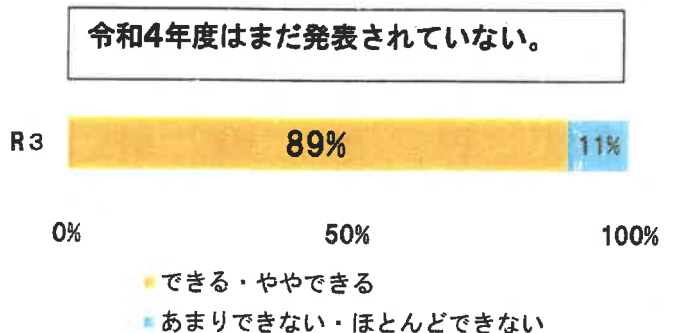


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】D-2



【全国小・中】D-2



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化

小学校	+5ポイント
中学校	+1ポイント

◎令和4年度の小学校と中学校の比較

小学校	> 中学校	+1ポイント
-----	-------	--------

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較

習志野市	-1ポイント
------	--------

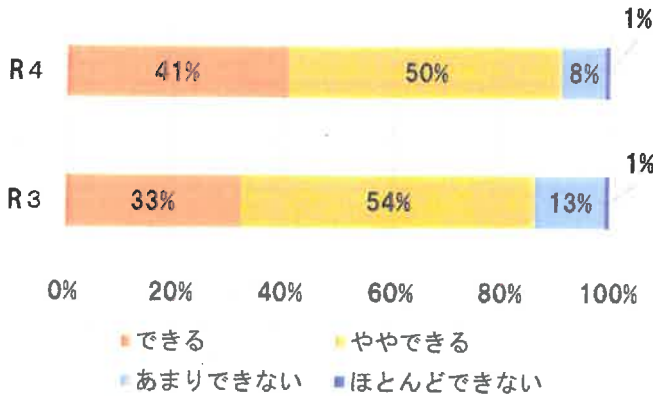
【考察】

タブレット端末の導入で保護者が一番心配している項目が、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪による危険である。ICT活用と際し、健康面も含めて安全に活用することが重要である。こうした指導においては、自信を持っている教員は一定数いる。令和4年度は小・中学校ともに90%を超えていることには実際に指導したことで「できる」「ややできる」と思えるようになっていると考えられる。

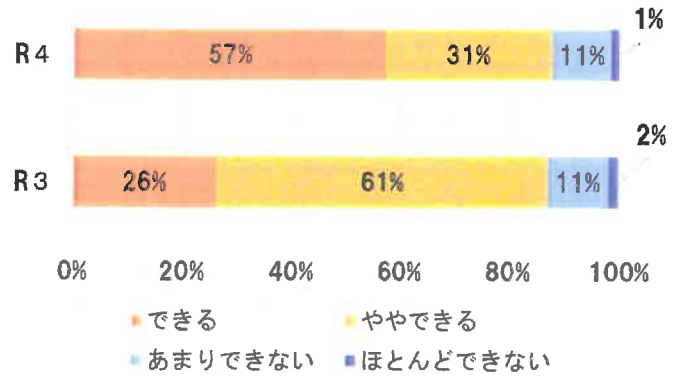
D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】D-3

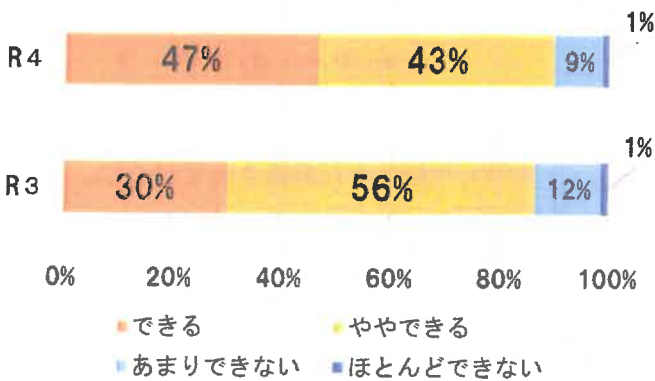


【中学校】D-3

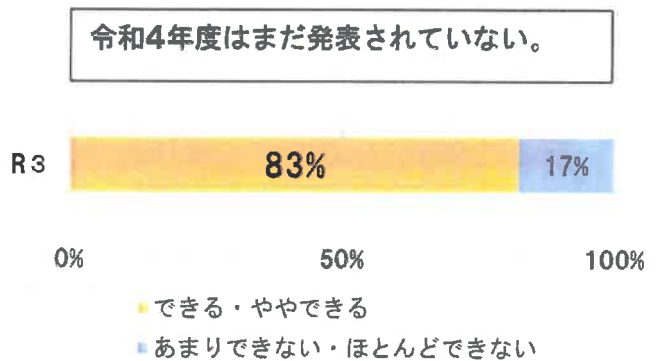


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】D-3



【全国小・中】D-3



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+4ポイント
中学校	+1ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校	> 中学校 +3ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	+3ポイント

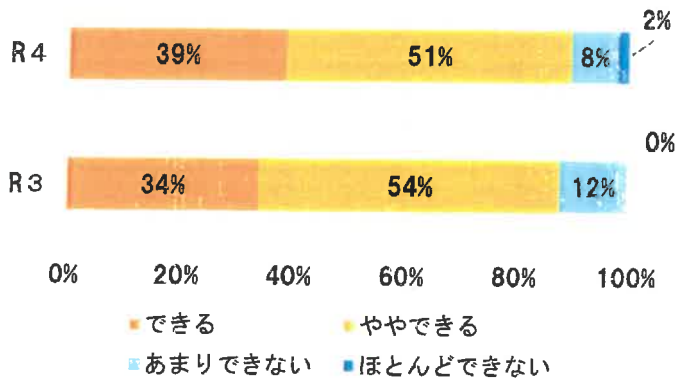
【考察】

一人が一台端末を持つという環境ではアカウント情報とパスワードは個人で管理することが求められる。新入生に端末を配付する際は、セキュリティやネット犯罪、情報モラルと併せて丁寧な指導を行っている。ただし、現状では小学校低学年では自分でパスワード等を入力するのが最初は困難なことから担任が個別に支援している。自信が見られることは良いことであるが、タブレット端末の入力口の指導に不安をかかえる教師が10%以上いることが課題である。

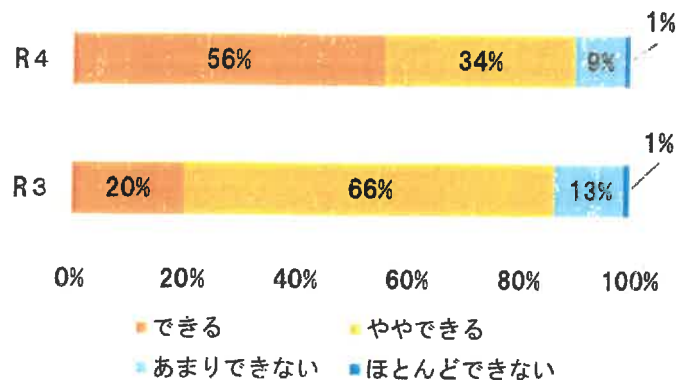
D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

■本市小・中学校の比較

【小学校】D-4

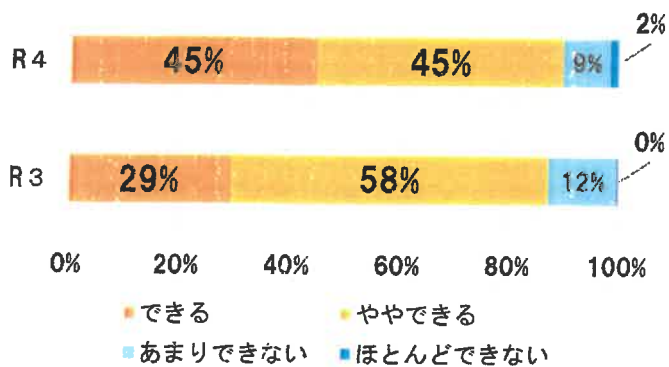


【中学校】D-4

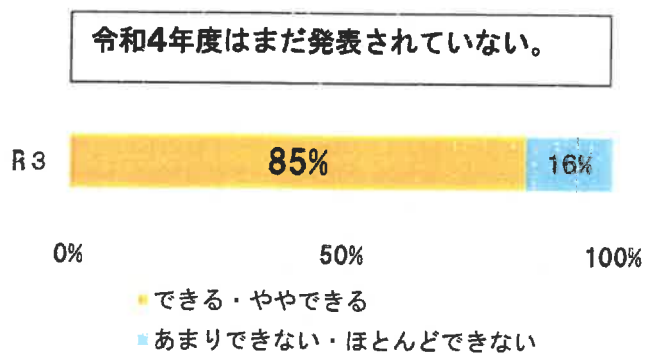


■本市と全国の比較（令和3年度）

【市内小・中】D-4



【全国小・中】D-4



■できる・ややできるのポイントについて

【小中の比較】

◎令和3年度から令和4年度の変化	
小学校	+2ポイント
中学校	+4ポイント
◎令和4年度の小学校と中学校の比較	
小学校=中学校	±0ポイント

【市・国の比較】

◎令和3年度の習志野市と全国平均の比較	
習志野市	+2ポイント

【考察】

課題提出の際、端末を使った調べ方を授業で指導したり端末の活用方法をICT学習指導員から学ぶ教師も増えてきた。児童生徒はタブレットやインターネット環境を当たり前のように受け入れ活用している。本市では、プログラミング学習にも小学校低学年から取り組んでいる。児童生徒の意識は高いと思われる。教師が自信をもって、ICT活用の利点や効果を指導できるよう取り組んでいく。

報告事項(3)

習志野市教員のICT活用指導力の
実態の分析・考察の結果



令和5年習志野市教育委員会第6回定例会

日時：令和5年6月28日（水）

習志野市総合教育センター

1

習志野市の調査人数

○令和3年度

教員714名（小学校472名・中学校242名）

○令和4年度

教員681名（小学校443名・中学校238名）

調査時点

○令和3年度

令和4年3月14日（月）～3月28日（月）

○令和4年度

令和5年3月13日（月）～3月27日（月）²

教員のICT活用指導力に関する調査大項目

- A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
- B 授業にICTを活用して指導する能力
- C 児童生徒のICT活用を指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

各大項目に4の小項目、計16項目に対し、
「できる」「ややできる」
「あまりできない」「できない」
の4段階で、教員が自己評価をする形で調査

3

(1) 全国比(令和3年度)(小・中学校の「できる」「ややできる」を合わせた%)

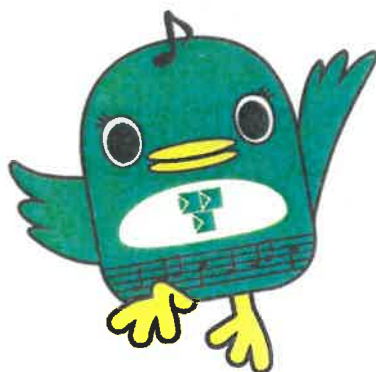
項目	調査分類	本市(Ｒ3年度)	全国平均(Ｒ3年度)	全国比	
A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
	A-1	(ICTを計画して活用)	87%	88%	-1
	A-2	(情報収集・発信)	83%	87%	-4
	A-3	(各種ソフトの活用)	92%	92%	±0
	A-4	(記録・評価)	80%	83%	-3
B	授業にICTを活用して指導する能力				
	B-1	(資料の効果的提示)	85%	86%	-1
	B-2	(思考の共有・比較活用)	76%	74%	+2
	B-3	(習熟に応じた活用)	72%	72%	±0
	B-4	(協働的な活用)	67%	69%	-2
C	児童生徒のICT活用を指導する能力				
	C-1	(基本的操作技能指導)	80%	84%	-4
	C-2	(情報収集させる)	84%	85%	-1
	C-3	(文章・グラフ等にまとめさせる)	73%	73%	±0
	C-4	(思考を共有させる)	67%	68%	-1
D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
	D-1	(活用のルール)	91%	88%	+3
	D-2	(ネット犯罪対応)	88%	89%	-1
	D-3	(セキュリティ)	86%	83%	+3
	D-4	(活用の意欲)	87%	82%	+4

(2) 本市経年比 (令和3年度・令和4年度)

項目	調査分類	本市 (R4年度)	本市 (R3年度)	前年比
A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力			
	A-1 (ICTを計画して活用)	91%	87%	+4
	A-2 (情報収集・発信)	91%	83%	+8
	A-3 (各種ソフトの活用)	93%	92%	+1
	A-4 (記録・評価)	86%	80%	+6
B	授業にICTを活用して指導する能力			
	B-1 (資料の効果的提示)	91%	85%	+6
	B-2 (思考の共有・比較活用)	83%	76%	+7
	B-3 (習熟に応じた活用)	78%	72%	+6
	B-4 (協力的な活用)	79%	67%	+12
C	児童生徒のICT活用を指導する能力			
	C-1 (基本的操作技術指導)	90%	80%	+10
	C-2 (情報収集させる)	91%	84%	+7
	C-3 (文章・グラフ等にとまめさせる)	84%	73%	+11
	C-4 (思考を共有させる)	81%	67%	+14
D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力			
	D-1 (活用のルール)	91%	91%	±0
	D-2 (ネット犯罪対応)	92%	88%	+4
	D-3 (セキュリティ)	90%	86%	+4
	D-4 (活用の意欲)	90%	87%	+3

5

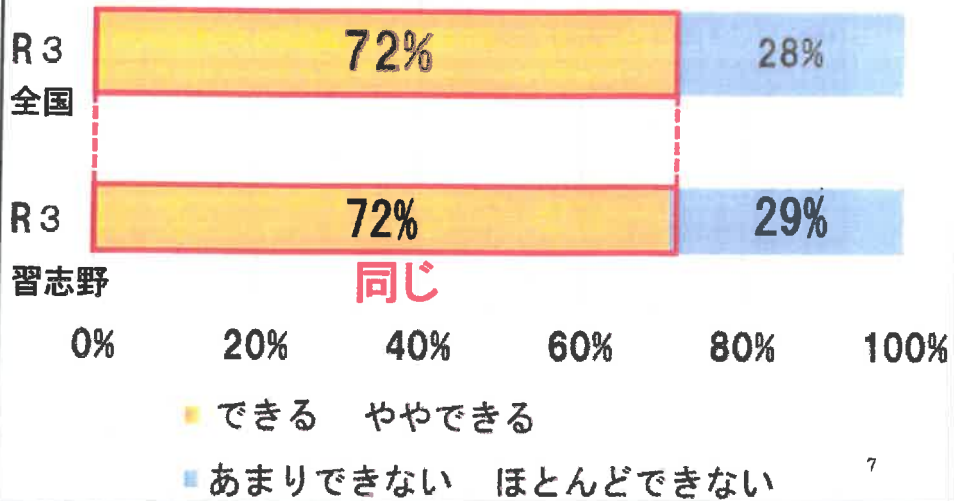
授業にICTを活用して 指導する能力について



6

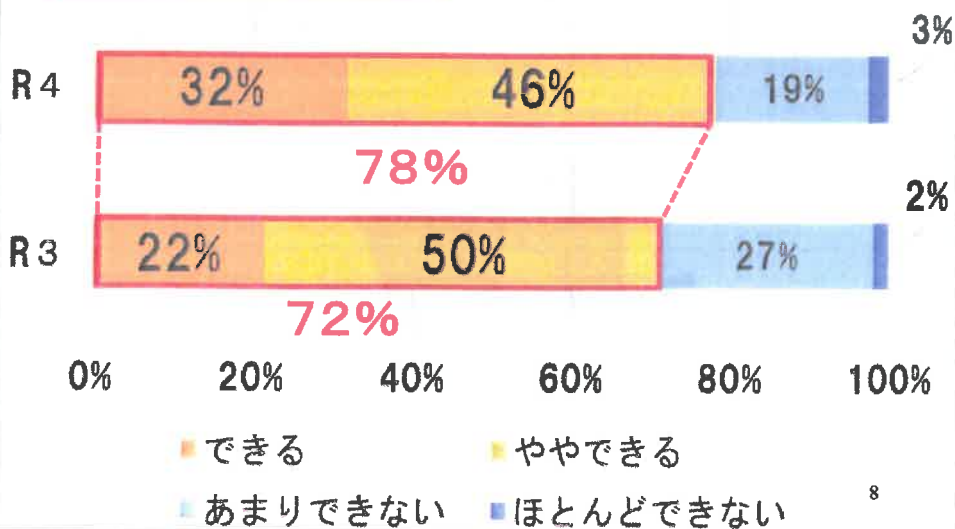
【質問】 B-3

知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。

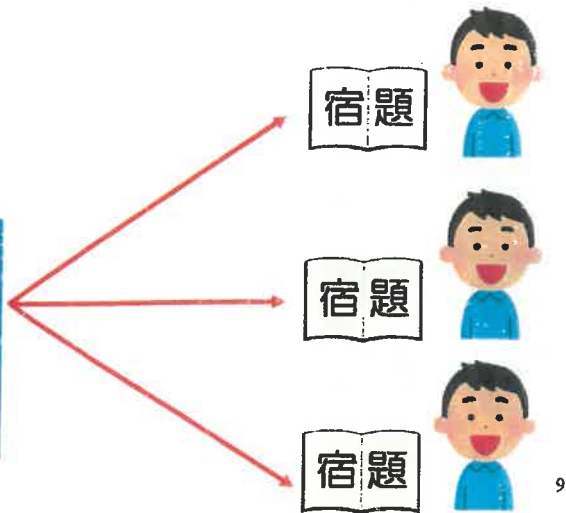


【質問】 B-3

知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。



クラスノートブックを活用した、 児童生徒に応じた宿題の配付



9

デジタルドリルを活用した、 習熟度別の学習教材の導入



課題を
ダウンロード



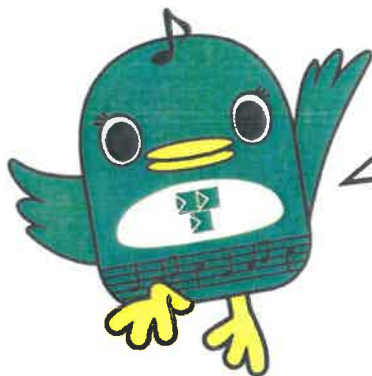
学校や自宅で
学習する



課題を
提出する

10

授業にICTを活用して 指導する能力について

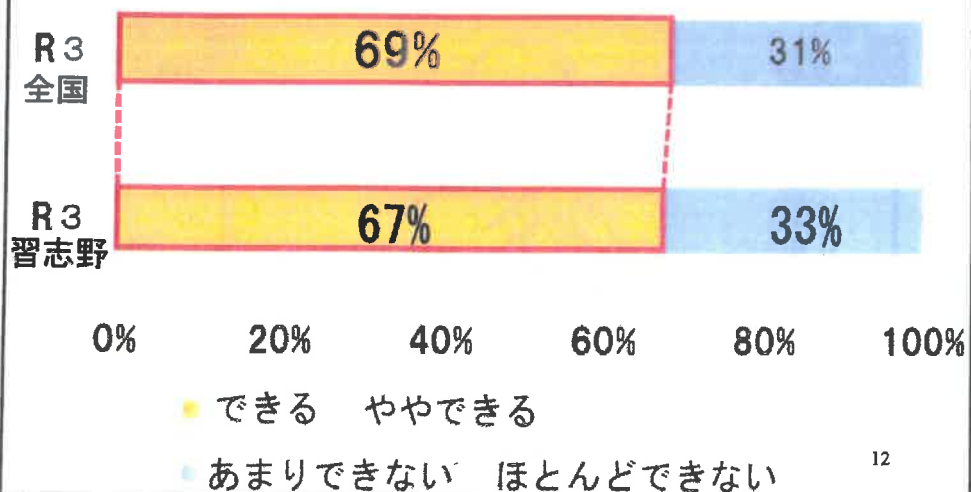


協働的な
学びは？

11

【質問】 B-4

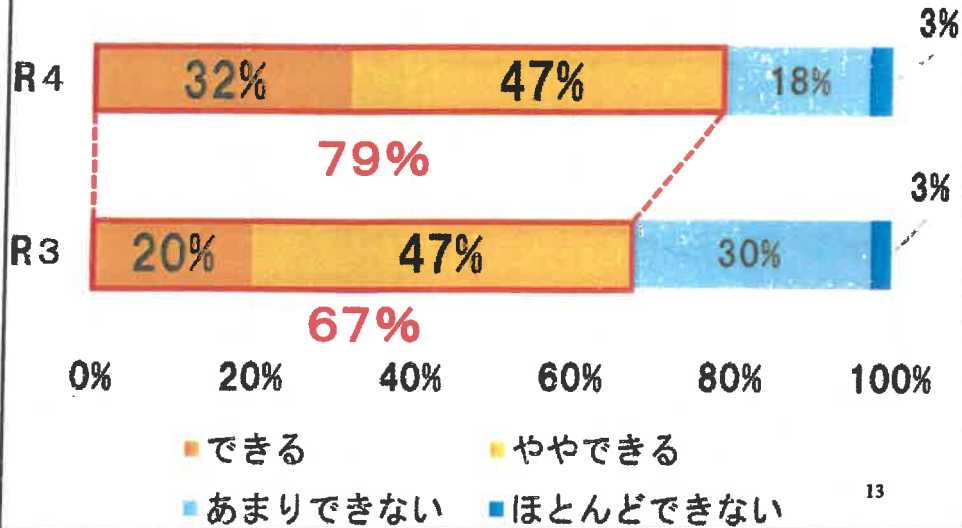
グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。



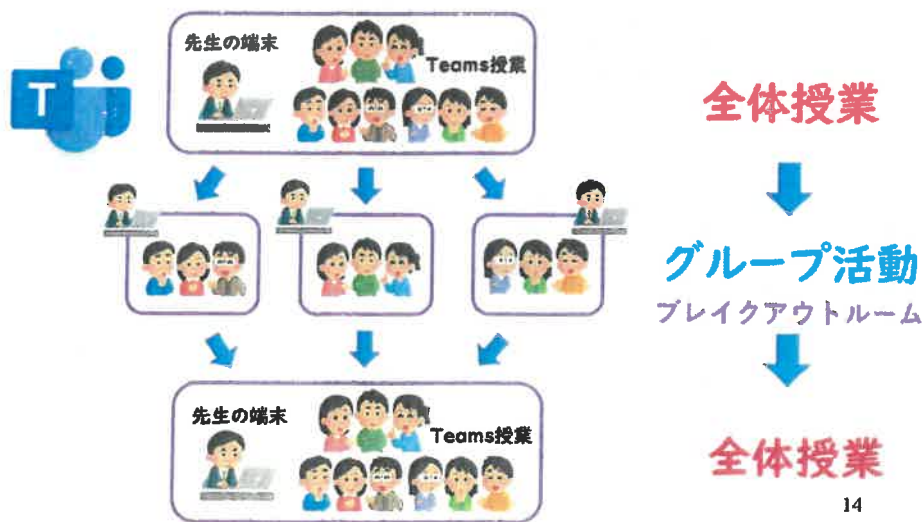
12

【質問】 B-4

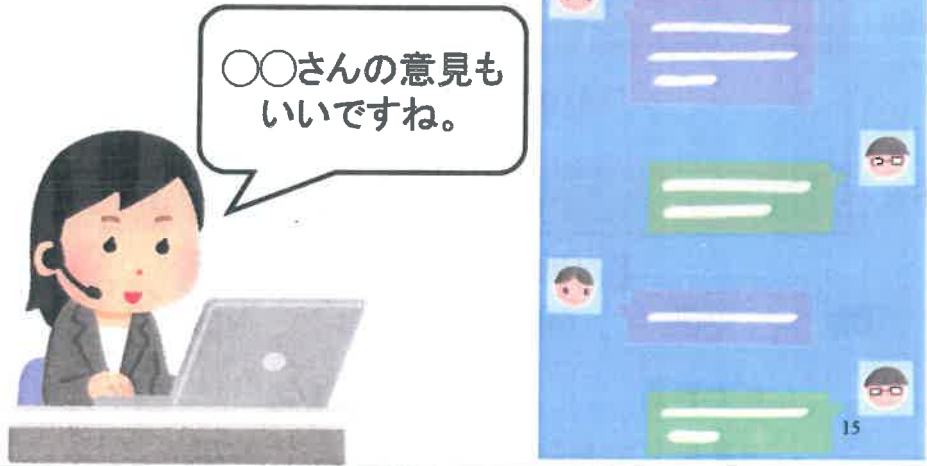
グループで話し合っ
て考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。



Teamsを使った全体授業からのグループ活動



アンケート機能を使った、挙手 による特定の意見だけに偏らな い意見共有



共同編集によるデータ収集や、 グラフ・発表資料の作成

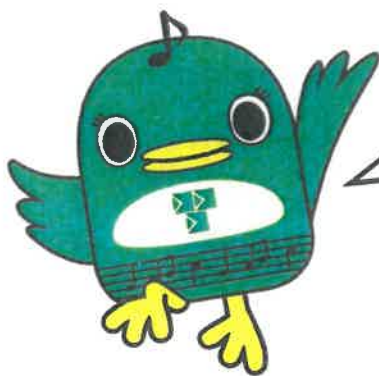


以上のツールをサポートしている活動、

- ① ICT学習指導員の活動
- ② ICT支援員の活動
- ③ ICTマイスターの活動



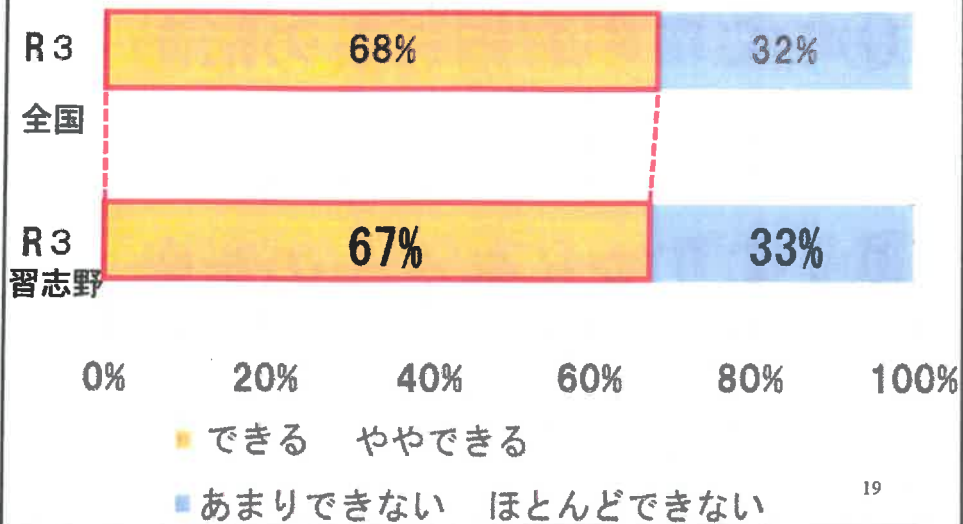
児童生徒のICT活用を
指導する能力について



資質・能力の
育成は？

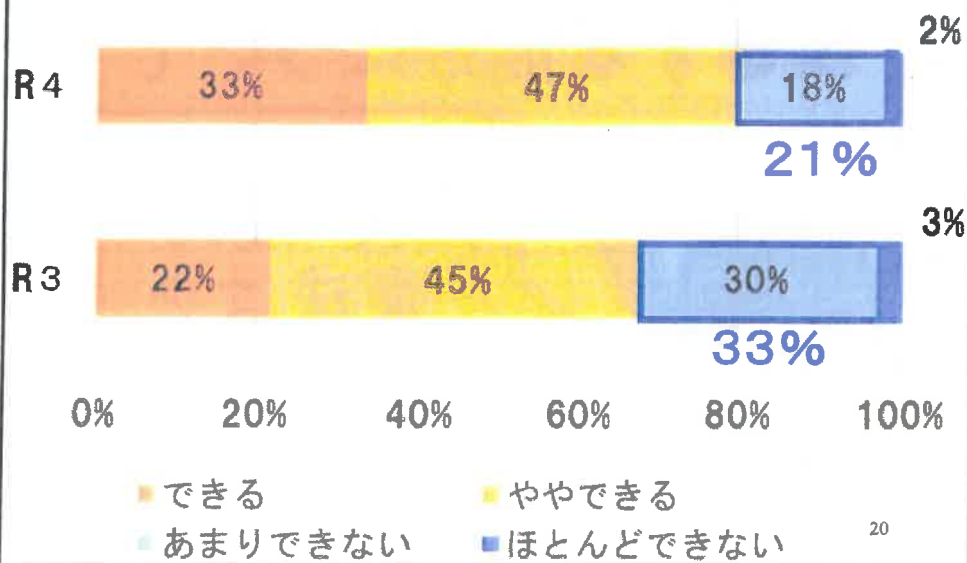
【質問】 C-4

児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。



【質問】 C-4

児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。



わかる！
できる！

を引き出せる
授業の実現

ONE UP !
ONE
CHALLENGE !

21

報告事項(4)

いじめ匿名メール相談について

いじめ匿名メール相談について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

「いじめ匿名メール相談について」

1 いじめ匿名メール相談について

(1) 事業について

- ・小学校高学年から「周囲に相談することが難しい」という児童生徒が一定数存在する。
- ・匿名メールで相談できる相談窓口「STANDBY」をタブレット端末に設置した。
- ・市立全小学校5年生から中学校3年生を対象に、昨年度より事業を開始している。

(2) 報告・相談の流れ

- ①児童生徒が、STANDBYを使用して相談メールを送る。
- ②相談メールを総合教育センターメール相談チームが受け取り、検討した上で返信する。
- ③相談内容は全て指導課と共有し、緊急時には教育長に共有できる体制を整えている。
- ④緊急事案発生時は、各種関係機関(指導課、学校や警察等)と迅速に連携を図る。

2 令和4年度の成果と今後の課題

(1) 成果

- ①直接相談しづらかった児童生徒の相談窓口の一つになった。
 - ・令和3年度(いじめ匿名メール相談アプリの導入以前)は、延べ52件
 - ・令和4年度は延べ681件(うち660件がアプリ)
- ②「友達がいじめられている」という相談が寄せられた。
 - ・昨年度1年間で12件「友達がいじめられている」という、周囲からの相談が寄せられた。

(2) 今後の課題

- ①相談内容が多岐にわたることから、教育相談に対応する職員の相談スキル向上を図る。
- ②相談で最も多いのは小学校5年生であるため、利用対象学年の拡大の必要性の研究をしていく。

3 課題解決のための今年度の取り組み

(1) 多岐にわたる相談への対応

- ①教育相談職員(教育相談員・臨床心理士・公認心理師・指導主事)の相談スキルの向上を図る。
 - ・SNSメール相談研修などの定期開催をする。
- ②相談事例・対処法の共有
 - ・アプリを導入している他の地域との事例・対処法の共有を図る。
 - ・他導入地域のメール相談事業の見学を行う。

(2) 相談対象学年の拡大の研究

- ・小学校4年生に拡大する必要性について、毎学期指導課で行っているいじめアンケートを分析し、アプリの拡充の必要性を探る。

4 令和5年度4・5月の取り組み

(1) 事前授業

① 対象

- ・市内全体の小学校5年生、中学校1年生

② 内容

- ・小学校5年生「脱いじめ傍観者教育」、中学校1年生「ハウレンソウ教育」(SOSの出し方)

(2) 5月末時点の累計受理ケース数

- ・小学校26件、中学校5件
- ・相談全体として、小学校5年生と中学校1年生が占める割合が高かったことから、事前授業を行ったことで、他の学年と比べてメールで「相談する」という意識付けができたと考える。

STANDBY・サービス利用規約(概要版)

第1条(利用規約の目的等)

1. 「利用規約」は、メール会社とサービスを利用する児童生徒のみなさんとの間で定めるものです。
2. 児童生徒のみなさんは、内容をよく読んでメールの利用をしてください。
3. メールサービスの利用開始をもって、本規約の内容を承諾したこととなります。
4. 「利用規約」については、メール会社の事情で変更することがあります。

第2条(サービスの利用方法・条件)

1. 利用にあたり、ログインIDとパスワードの設定が必要となる場合があります。
2. 自身のログインIDとパスワードは、児童生徒のみなさんの責任で、適切に管理してください。

第3条(入力データ・情報等の取扱い)

1. 自分が送ったメールの内容は、自分で管理、保管、バックアップ等をしてください。
2. 会社としては、メールに書かれた内容に対して、一切責任を負いません。
3. みなさんの入力した情報については、個人情報取扱規程(「プライバシー・ポリシー(個人情報等の取り扱いについて)」)(<https://www.standbycorp.jp/personal-info/>)に従って、適法かつ適切に取り扱います。

第4条(サービスの停止)

定期メンテナンスや修理、不具合を直すために必要な時間又は期間中、みなさんに事前に連絡します。その上で、サービスの提供を一時的に停止する場合があります。

第5条(禁止行為)

メールを使うにあたって、以下のことは禁止されています。

- (1) 他の人にログイン ID 又はパスワードを使わせること
- (2) 個人情報や他の人に関する情報で嘘をついて、不正な手段を用いて収集又は取得すること
- (3) 嘘の情報を提供、もしくは記録する行為、又はそれらに似た行為
- (4) 著作権その他の権利を侵害する行為

第6条(サービスの提供中止)

以下のことを行ったときは、直ちに、本サービスの提供を中止することができます。

- (1) 規約に違反し、かつ、注意しても違反をやめないとき。
- (2) 前条で定めるいずれかの禁止行為を行ったとき。

第7条(サービスの廃止)

1. 本サービスの事業収支の悪化、市場環境の変化、当社の経営状況、自然災害、疫病の蔓延、暴動、通信障害、法令・規則の制定・変更を含む不可抗力の発生等の理由により、本サービス提供の継続が困難となった場合は、メールサービスを廃止することがあります。

2. こうした場合は、可能な限り早くに連絡を行います。

第8条(知的財産権)

1. このメールサービス及びサービスを構成する名前、システム、プログラム、画像、マニュアル等の著作権、その他の知的財産権は、全て当社のもものとなります。

第9条(免責・責任制限)

1. 当社は、以下のことについては、一切責任を負いません。
 - (1) 接続環境又は動作環境とは異なる環境でのサービスの利用
 - (2) 通信状況の不具合について
 - (3) メールの返信時間や、インターネット接続サービスの性能が原因によるもの
 - (4) メールの利用に際し、入力・記録されたデータ・情報の内容に関すること
 - (5) ログインID又はパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者による不正利用、漏洩又は紛失
 - (6) 管理者の注意をもってしても防御し得ない、不正アクセス、クラッキング又は通信経路上での傍受
 - (7) メール会社と関係のないソフトウェア等又はハードウェア等の故障、障害若しくは不具合
 - (8) メール会社以外の者によるメールサービス提供用の通信設備等の改造又は改変
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信設備又は電気通信役務の故障、障害又は不具合
 - (10) 自然災害、疫病の蔓延、暴動、通信障害、法令・規則の制定・改廃等の不可抗力
 - (11) その他、当社の故意又は重過失によらずに発生した事由
2. 前項のいずれかの事由に関し、みなさんと他の方との間に争い等が生じた場合は、お客様の責任解決してください。
3. メールサービスの利用に関して、会社が責任を負う場合でも、みなさんに発生した間接損害、特別損害、付随的損害又は逸失利益については責任を負いません。

第10条(再委託)

みなさんに対するメールサービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に再委託することがあります。

第11条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の成立、効力、解釈及び執行については、日本法を準拠法とします。
2. 本規約又は本サービスに関するみなさんと当社間の一切の争いは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約発効日 2022 年 1 月 1 日

規約改定日 2022 年 4 月 1 日

報告事項(4)

「いじめ匿名メール相談について」

令和5年習志野市教育委員会第6回定例会
日時: 令和5年6月28日(水)
習志野市総合教育センター

1. いじめ匿名メール相談について

いじめ匿名メール相談



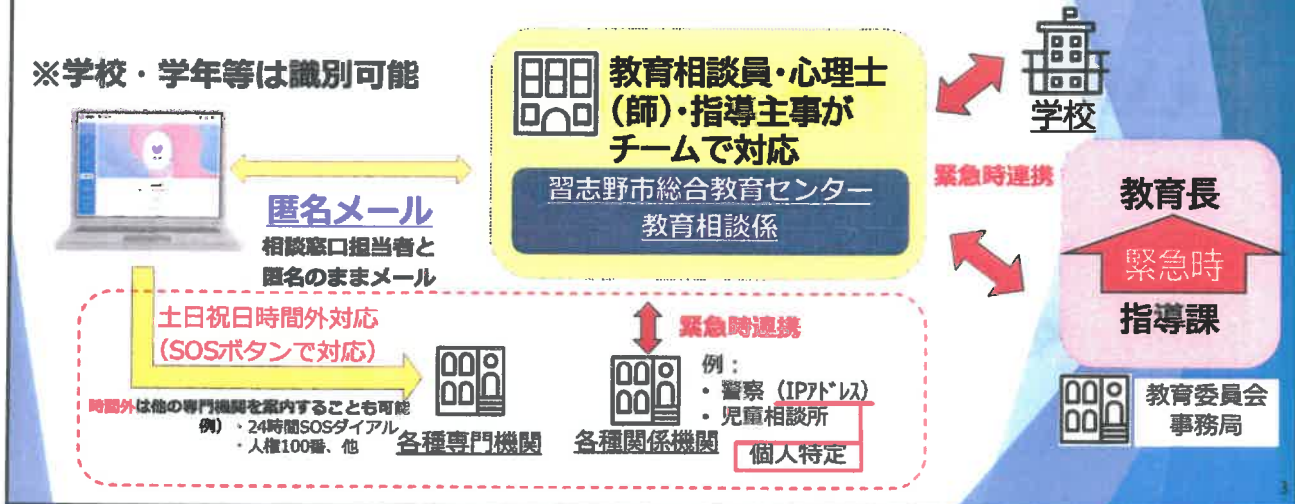
いじめ匿名メール相談WEBアプリ「STANDBY」
(供給: 株式会社スタンドバイ)

匿名で相談でき、児童生徒のタブレット端末を用いてメールのやり取りができる。

相談対象: 市内全小・中学校 小学校5年生～中学校3年生

2. 各組織の役割(報告・相談の流れ)

いじめを受けている子供のみならず、いじめを止めたい周りの子供(傍観者)も報告・相談することが可能。相談の受付先は総合教育センターの教育相談係(いじめメール相談担当)に設定する。



3. 令和4年度の成果と今後の課題

【成果1】 児童生徒の相談できる場所となった

	令和4年度		令和3年度	
	延べ件数	うちアプリ 延べ受理件数	延べ件数	
いじめ	111	107	21	
虐待	1	1	24	
その他	569	552	7	
合計	681	660	52	

3. 令和4年度の成果と今後の課題

【成果2】 「友達がいじめられている」という相談

昨年度1年間でいじめの相談実件数 36件

「友達がいじめられている」 12件



5

3. 令和4年度の成果と今後の課題

【今後の課題】

1. 教育相談に関わる職員の
相談スキルの向上
2. 相談対象学年の拡大

5

4. 課題解決のための今年度の取り組み

【課題1】教育相談に関わる職員の相談スキルの向上

いじめに限らない多岐にわたる相談内容への対応



- ・「SNSメール相談研修」等の実施
- ・アプリ導入他市との情報交換

4. 課題解決のための今年度の取り組み

【課題2】相談対象者の拡大

最も相談が多い学年は小学校5年生



小学校4年生まで拡大する必要性の研究

5. 事前授業

小学校5年生対象
「脱いじめ傍観者教育」

中学校1年生対象
「ホウレンソウ教育」

5. 「脱いじめ傍観者教育」対象小学校5年生

動画視聴

「主人公がいじめの傍観者の立場にあるドラマ」

自分の考えを書く

「自分が主人公の立場だったらどうするか。」

友達と意見交換・まとめ

アプリ登録・テストメール送信



5. 「ホウレンソウ教育」対象 中学校1年生

動画視聴

「主人公がいじめの被害者の立場にあるドラマ」

自分の考えを書く

「自分が主人公の立場だったらどうするか。」

友達と意見交換・まとめ

アプリ登録・テストメール送信



5. アプリ登録時の利用規約について

利用規約(概要版)

・児童生徒が読んで分かるような表現に修正

・STANDBYに直接送信済

STANDBY-サービス利用規約(概要版)

別紙

第1条(利用規約の適用)

- 1 「利用規約」は、サービスとサービスを利用する児童生徒の間の利用に関するものです。
- 2 児童生徒は、利用規約を承認し、利用規約を承認した時点で、サービスを利用するものと見なされます。
- 3 サービスは、利用規約に従って、児童生徒の個人情報を収集し、管理し、提供します。
- 4 「利用規約」については、サービス利用規約を参照してください。

第2条(サービス利用の目的)

- 1 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

第3条(サービスの提供)

- 1 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

第4条(サービスの提供)

- 1 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 児童生徒は、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

第5条(サービスの提供)

- 1 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

第6条(サービスの提供)

- 1 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

第7条(サービスの提供)

- 1 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。
- 2 サービスは、サービスを利用して、以下の目的を達成することを目的とします。

6. 今年度4・5月累計受理ケース件数

※括弧内はアプリ外からの相談

	小学生	中学生	その他 校種不明	合計
いじめ	2	1	0	3
その他	24(1)	4(1)	2(2)	30(4)
合計	26(1)	5(1)	2(2)	33(4)

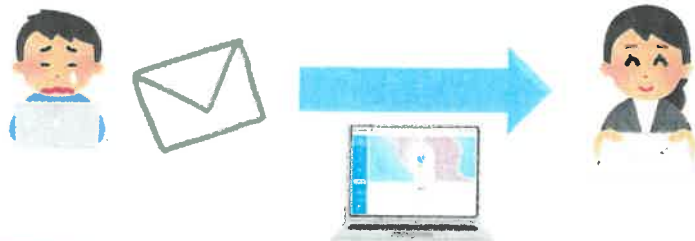
5年生 19件

1年生 3件

13

総合教育センターとして

なかなか「相談できない」子供たちの窓口



気持ちに寄り添った
相談・支援

14